

IIJ Omnibus 契約約款

令和 8 年 9 月 1 日現在

株式会社インターネットイニシアティブ

IIJ Omnibus 契約約款

一般規程.....	12
第1章 総則	12
第1条（約款の適用）	12
第2条（約款の変更）	12
第3条（用語の定義）	12
第4条（カテゴリ）	13
第5条（約款の構成）	13
第6条（ID 及びパスワード）	13
第7条（サービスの提供区域）	14
第8条（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）	14
第9条（契約者）	14
第10条（契約の単位）	14
第11条（権利義務の譲渡制限）	14
第12条（本約款の優先）	14
第2章 申込及び承諾等	14
第13条（利用の申込）	14
第14条（申込の承諾等）	15
第15条（申込の拒絶）	15
第3章 契約事項の変更	15
第16条（サービス内容の変更）	15
第17条（契約者の名称の変更等）	16
第18条（法人の契約上の地位の承継）	16
第19条（個人の契約上の地位の引継）	16
第4章 契約者の義務	16
第20条（契約者の義務）	16
第21条（禁止事項）	16
第22条（契約者の義務違反）	16
第5章 品質保証、責任の限定等	17
第23条（サービスの品質保証又は保証の限定）	17

第 24 条（当社の免責）	17
第 6 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止	17
第 25 条（利用の制限）	17
第 26 条（利用の中止）	17
第 27 条（利用の停止等）	17
第 28 条（サービスの廃止）	18
第 7 章 契約の解除	18
第 29 条（当社の解除）	18
第 30 条（契約者の解除）	18
第 8 章 料金等	19
第 31 条（契約者の支払義務）	19
第 32 条（料金調定）	19
第 33 条（品質保証違背時の減額）	19
第 34 条（料金の支払方法）	19
第 35 条（割増金）	19
第 36 条（遅延損害金）	19
第 37 条（割増金等の支払方法）	20
第 38 条（消費税）	20
第 9 章 契約者情報	20
第 39 条（通信の秘密）	20
第 40 条（営業秘密等）	20
第 41 条（個人情報保護）	21
第 42 条（設定情報の開示）	21
第 10 章 雑則	21
第 43 条（業務委託）	21
第 44 条（サービス利用に必要な役務等）	21
第 45 条（他のサービスとの接続）	22
第 46 条（技術的事項）	22
第 47 条（サイバー攻撃への対処）	22
第 48 条（カスタマーハラスメント）	23
附則	23

個別規程 IIJ Omnibus サービス	25
第 1 条（定義）	25
第 2 条（最低利用期間）	25
第 3 条（解除の効力が生ずる日）	25
第 4 条（料金）	25
附則.....	25
個別規程 Network Processing System.....	26
第 1 条（定義）	26
第 2 条（品目）	26
第 3 条（最低利用期間）	26
第 4 条（契約の単位）	26
第 5 条（利用資格）	26
第 6 条（契約内容の変更）	26
第 7 条（オプションサービス）	26
第 8 条（品質保証）	27
第 9 条（料金の減額）	27
第 10 条（解除の効力が生ずる日）	27
第 11 条（料金）	27
附則.....	27
別紙 1 Network Processing System における品質保証 [第 8 条・第 9 条関係]	28
個別規程 インターネットアクセスモジュール.....	29
第 1 条（定義）	29
第 2 条（品目）	29
第 3 条（帯域品目）	29
第 4 条（最低利用期間）	29
第 5 条（契約の単位）	29
第 6 条（IP アドレスの特定）	29
第 7 条（利用資格）	30
第 8 条（契約内容の変更）	30

第 9 条（品質保証）	30
第 10 条（料金の減額）	30
第 11 条（解除の効力が生ずる日）	30
第 12 条（料金）	31
第 13 条（通信環境保全）	31
附則.....	31
別紙 1 インターネットアクセスモジュールにおける品質保証 [第 9 条・第 10 条関係].....	31
個別規程 WAN モジュール	33
第 1 条（定義）	33
第 2 条（品目）	33
第 3 条（帯域品目）	33
第 4 条（最低利用期間）	34
第 5 条（契約の単位）	34
第 6 条（IP アドレスの特定）	34
第 7 条（利用資格）	34
第 8 条（契約内容の変更）	34
第 9 条（品質保証）	34
第 10 条（料金の減額）	35
第 11 条（解除の効力が生ずる日）	35
第 12 条（料金）	35
第 13 条（通信環境保全）	35
附則.....	35
別紙 1 WAN モジュールにおける品質保証 [第 9 条・第 10 条関係].....	36
個別規程 WAN アクセス	37
第 1 条（定義）	37
第 2 条（品目）	37
第 3 条（回線品目）	37
第 4 条（最低利用期間）	40
第 5 条（契約の単位）	41

第6条（IP アドレスの特定）	41
第7条（利用資格）	41
第8条（利用条件）	41
第9条（利用の態様の制限）	41
第10条（機器の管理）	42
第11条（故障が生じた場合の措置等）	42
第12条（亡失品に関する措置）	43
第13条（オプションサービス）	43
第14条（サービスの廃止）	43
第15条（解除の効力が生ずる日）	43
第16条（料金）	44
第17条（最低利用期間内解除調定）	44
第18条（機能の制限）	44
第19条（通信環境保全）	44
附則.....	44
個別規程 VPN モジュール	46
第1条（定義）	46
第2条（品目）	46
第3条（帯域品目）	46
第4条（最低利用期間）	46
第5条（契約の単位）	46
第6条（IP アドレスの特定）	46
第7条（利用資格）	46
第8条（契約内容の変更）	46
第9条（品質保証）	47
第10条（料金の減額）	47
第11条（解除の効力が生ずる日）	47
第12条（料金）	47
第13条（通信環境保全）	47

附則.....	47
別紙 1 VPN モジュールにおける品質保証 [第 9 条・第 10 条関係].....	48
個別規程 クラウドエクスチェンジモジュール.....	49
第 1 条（定義）	49
第 2 条（品目）	49
第 3 条（最低利用期間）	49
第 4 条（契約の単位）	49
第 5 条（IP アドレスの特定）	49
第 6 条（利用資格）	50
第 7 条（契約内容の変更）	50
第 8 条（品質保証）	50
第 9 条（料金の減額）	50
第 10 条（解除の効力が生ずる日）	50
第 11 条（料金）	50
第 12 条（通信環境保全）	51
附則.....	51
別紙 1 クラウドエクスチェンジモジュールにおける品質保証 [第 8 条・第 9 条関係].....	51
個別規程 リモートアクセスモジュール.....	52
第 1 条（定義）	52
第 2 条（品目）	52
第 3 条（最低利用期間）	52
第 4 条（契約の単位）	52
第 5 条（IP アドレスの特定）	52
第 6 条（利用資格）	52
第 7 条（品質保証）	52
第 8 条（解除の効力が生ずる日）	53
第 9 条（料金）	53
第 10 条（通信環境保全）	53
附則.....	53

別紙1 リモートアクセスモジュールにおける品質保証 [第7条関係].....	53
個別規程 コネクタモジュール	54
第1条 (定義)	54
第2条 (品目)	54
第3条 (最低利用期間)	54
第4条 (契約の単位)	54
第5条 (IPアドレスの特定)	54
第6条 (利用資格)	54
第7条 (契約内容の変更)	54
第8条 (品質保証)	55
第9条 (料金の減額)	55
第10条 (解除の効力が生ずる日)	55
第11条 (料金)	55
第12条 (通信環境保全)	55
附則.....	55
別紙1 コネクタモジュールにおける品質保証 [第8条・第9条関係].....	56
個別規程 IIJセキュアWebゲートウェイ連携モジュール	57
第1条 (定義)	57
第2条 (品目)	57
第3条 (最低利用期間)	57
第4条 (契約の単位)	57
第5条 (IPアドレスの特定)	57
第6条 (利用資格)	57
第7条 (品質保証)	57
第8条 (料金の減額)	58
第9条 (解除の効力が生ずる日)	58
第10条 (料金)	58
第11条 (通信環境保全)	58
附則.....	58

別紙 1 IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールにおける品質保証 [第 7 条・第 8 条関係]	58
個別規程 SD-LAN モジュール	60
第 1 条 (定義)	60
第 2 条 (品目)	60
第 3 条 (最低利用期間)	60
第 4 条 (契約の単位)	60
第 5 条 (IP アドレスの特定)	60
第 6 条 (利用資格)	60
第 7 条 (品質保証)	60
第 8 条 (料金の減額)	61
第 9 条 (解除の効力が生ずる日)	61
第 10 条 (料金)	61
附則	61
別紙 1 SD-LAN モジュールにおける品質保証 [第 7 条・第 8 条関係]	61
個別規程 SD サービスアダプタ	62
第 1 条 (定義)	62
第 2 条 (品目)	62
第 3 条 (最低利用期間)	62
第 4 条 (契約の単位)	62
第 5 条 (IP アドレスの特定)	62
第 6 条 (利用資格)	62
第 7 条 (利用条件)	62
第 8 条 (機器の管理)	62
第 9 条 (故障が生じた場合の措置等)	63
第 10 条 (亡失品に関する措置)	63
第 11 条 (解除の効力が生ずる日)	64
第 12 条 (料金)	64
第 13 条 (最低利用期間内解除調定)	64
第 14 条 (保証の限定)	64

附則.....	64
個別規程 コールドスタンバイオプション	65
第 1 条（定義）	65
第 2 条（品目）	65
第 3 条（最低利用期間）	65
第 4 条（契約の単位）	65
第 5 条（利用資格）	65
第 6 条（利用条件）	66
第 7 条（機器の管理）	66
第 8 条（故障が生じた場合の措置等）	66
第 9 条（亡失品に関する措置）	66
第 10 条（解除の効力が生ずる日）	67
第 11 条（料金）	67
第 12 条（最低利用期間内解除調定）	67
第 13 条（保証の限定）	67
附則.....	67
個別規程 WAN ユニット	68
第 1 条（定義）	68
第 2 条（種類）	68
第 3 条（品目）	68
第 4 条（構成タイプ）	70
第 5 条（最低利用期間）	70
第 6 条（契約の単位）	71
第 7 条（IP アドレスの特定）	71
第 8 条（利用資格）	71
第 9 条（利用条件）	72
第 10 条（オプションサービス）	72
第 11 条（利用の態様の制限）	73
第 12 条（機器の管理）	73

第 13 条（故障が生じた場合の措置等）	73
第 14 条（亡失品に関する措置）	74
第 15 条（サービスの廃止）	74
第 16 条（解除の効力が生ずる日）	74
第 17 条（料金）	74
第 18 条（最低利用期間内解除調定）	75
第 19 条（機能の制限）	75
第 19 条（通信環境保全）	75
附則.....	75
個別規程 WAN ユニット連携モジュール	77
第 1 条（定義）	77
第 2 条（品目）	77
第 3 条（帯域品目）	77
第 4 条（利用用途）	77
第 5 条（最低利用期間）	77
第 6 条（契約の単位）	77
第 7 条（IP アドレスの特定）	78
第 8 条（利用資格）	78
第 9 条（契約内容の変更）	78
第 10 条（品質保証）	78
第 11 条（料金の減額）	78
第 12 条（解除の効力が生ずる日）	78
第 13 条（料金）	79
第 14 条（通信環境保全）	79
附則.....	79
別紙 1 WAN ユニット連携モジュールにおける品質保証 [第 10 条・第 11 条関係]	79
個別規程 拡張監視モジュール	80
第 1 条（定義）	80
第 2 条（品目）	80

第3条（最低利用期間）	80
第4条（契約の単位）	80
第5条（IP アドレスの特定）	80
第6条（利用資格）	80
第7条（解除の効力が生ずる日）	80
第8条（料金）	80
附則.....	81

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

当社は、IIJ Omnibus 契約約款を定め、これにより IIJ Omnibus を提供します。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後の IIJ Omnibus の提供条件は、変更後の約款によります。

2 この約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第 3 条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続する装置
ルータ	データの蓄積・交換・中継を行うネットワーク接続装置
ドメイン名	当社が指定する団体によって割り当てられるインターネット上の特定空間を示す名前
IPv4 アドレス	インターネットプロトコル バージョン 4(IPv4)として定められている 32bit のアドレス
IPv6 アドレス	インターネットプロトコル バージョン 6(IPv6)として定められている 128bit のアドレス
IP アドレス	IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスの総称
IIJ Omnibus	この約款に基づいて当社が提供するサービスの総称
IIJ Omnibus 契約	一のカテゴリ又はカテゴリの一部の IIJ Omnibus の利用に関し、当社と契約者とが締結する契約
契約者	IIJ Omnibus 契約の契約者
課金開始日	IIJ Omnibus の利用に係る料金(初期費用、一時費用を除く。)の起算日として当社が指定する日
解約日	IIJ Omnibus 契約の解約の効力が生ずる日
ID	IIJ Omnibus の利用に伴って当社が契約者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列
パスワード	IIJ Omnibus の利用に関し契約者を識別するために当社が契約者に付与する、

	英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列。
アカウント	契約者が利用者を指定する IIJ Omnibus において、当社が利用者ごとに契約者に付与する ID 及びパスワードの総称
サービスアダプタ	当社が提供する WAN モジュール及び WAN アクセス又は SD-LAN モジュール及び SD サービスアダプタ又は WAN ユニットに利用される機器であって、当社が指定するもの
SIM カード	当社が提供する WAN アクセス（回線品目区分をⅡとするものに限り。）及び WAN ユニット（種類をサービスアダプタ：L3、品目をタイプ B、サービスアダプタを SA-W2L とするもの、又は、種類を WAN モバイルとするものに限り。）を利用した通信を行うために必要なものであって契約者情報を記憶させることができる IC カード

第4条（カテゴリ）

IIJ Omnibus には、次のカテゴリがあります。

カテゴリ	内容
IIJ Omnibus サービス	IIJ Omnibus を統合的に管理する機能及び各種モジュールのデータを保存するためのストレージ領域を提供する、当社が定める仕様に基づくサービス
Network Processing System	各種モジュールを相互接続するためのシステムを提供するサービスであって、相互接続に係るアクセス制御機能を付加した、当社が定める仕様に基づくサービス
モジュール	IIJ Omnibus の内容に応じて当社が区分したサービス単位であって、Network Processing System に対して契約者が任意に追加及び削除することができるもの
ユニット	IIJ Omnibus の内容に応じて当社が区分したサービス単位であって、当社が提供する Network Processing System とは独立し、IIJ Omnibus サービスに対して契約者が任意に追加及び削除することができるもの

第5条（約款の構成）

この約款は一般規程及び IIJ Omnibus のカテゴリ毎又はカテゴリの一部毎に定める個別規程に定める個別規程によって構成されます。一般規程は IIJ Omnibus 全体について、個別規程は IIJ Omnibus のカテゴリ毎に適用されます。一般規程の内容と個別規程の内容に差異がある場合には、個別規程が優先して適用されます。

第6条（ID 及びパスワード）

契約者は、アカウントの管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者が IIJ Omnibus 契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、アカウントの提示を求めることがあります。

3 契約者は、アカウントを、合理的理由無く第三者に利用させないものとします。なお、アカウントを利用した主体の如何にかかわらず、アカウントを用いて行われた行為は全て契約者によって行われたものとして取り

扱われるものとします。

4 契約者は、アカウントが窃用された又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、アカウントの窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、IDを変更できないものとします。

第7条（サービスの提供区域）

IIJ Omnibus の提供区域は日本国内において IIJ Omnibus のカテゴリ毎に異なるものとし、地域によってはサービスの提供ができない場合があります。

2 IIJ Omnibus は、日本国外から利用できる場合がありますが、当社は、当該利用できることが当該国において合法又は適切であることを保証しません。また、当社は、事情の変更により、日本国外からの利用ができない措置をとる場合があります。

第8条（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

本約款は日本法に準拠するものとし、当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（契約者）

一般消費者は、この約款に基づく IIJ Omnibus を利用することはできません。

第10条（契約の単位）

当社は、個別規程で定める契約単位毎に一の IIJ Omnibus 契約を締結するものとします。

2 当社は、同一の契約者に係る複数の IIJ Omnibus 契約について、当社が定める一の管理単位毎に管理します。

第11条（権利義務の譲渡制限）

契約者は、IIJ Omnibus 契約上の権利義務を譲渡することはできません。

第12条（本約款の優先）

IIJ Omnibus 契約は、当社と契約者間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されます。

第2章 申込及び承諾等

第13条（利用の申込）

IIJ Omnibus の利用の申込（IIJ Omnibus 契約の内容の変更の請求を含みます。以下同じとします。）は、電磁的方法（当社所定の Web サイトを通じて行う当社所定の方法をいいます。以下同じとします。）により行うものとします。

2 契約者が行う IIJ Omnibus の利用の申込においては、以下の条件が適用されます。

契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアカウント（フリーメールサービスに基づいて利用できるメールアカウントは除外されるほか、当社が定める範囲のものとします。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアカウントに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示

示又は事実の伝達とみなされます。

当社は前号に定めるもののほか、契約者に対する連絡手段を別途指定する場合があります。その場合には、契約者は、当該指定に応じた連絡受領手段を講ずるものとします。

3 第1項及び前項にかかわらず、IIJ Omnibus の利用の申込は、当社が定める範囲内において、サービスの内容を特定するために必要な事項（当社が定める区分に応じた担当者の情報を含みます。）を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うことができるものとします。

第14条（申込の承諾等）

当社は、IIJ Omnibus の利用の申込があった時は、次条（申込の拒絶）に定める申込の拒絶事由に該当する場合を除き、これを承諾するものとします。

2 申込に係る IIJ Omnibus の提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

第15条（申込の拒絶）

当社は、IIJ Omnibus の申込者が次の各号に該当する場合には、IIJ Omnibus の利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) IIJ Omnibus 利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
- (2) 申込に係る IIJ Omnibus の提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
- (3) IIJ Omnibus の申込者が、当該申込に係る IIJ Omnibus 契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (4) 申込者が現に締結し、又は、従前締結していた IIJ Omnibus 契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
- (5) IIJ Omnibus の利用の申込の際に虚偽の事実を通知したとき
- (6) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で IIJ Omnibus を利用するおそれがあるとき
- (7) その他当社が不適切と認めたとき

2 前項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の所在、構成、属性等に係る情報の提供又は公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該情報の提供又は書類の提出が行われない間は、当社は、同項に基づき申込の承諾を留保又は拒絶できるものとします。

3 当社が前項の規定により、IIJ Omnibus の利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、電子メールをもってその旨を通知するものとします。

4 当社は、同一の契約者が同時に利用することができる IIJ Omnibus の個数の上限又は同一の契約者が同時に利用することができる IIJ Omnibus の料金の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該上限を超える IIJ Omnibus の利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第3章 契約事項の変更

第16条（サービス内容の変更）

契約者は、個別規程に定めがある場合には、IIJ Omnibus 契約の内容の変更を請求することができるものと

ます。

2 前条（申込の拒絶）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第 17 条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第 18 条（法人の契約上の地位の承継）

契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継をした法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

第 19 条（個人の契約上の地位の引継）

契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、元契約者に係る IIJ Omnibus 契約は、終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係る IIJ Omnibus の提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2 第 15 条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「相続人」と、「IIJ Omnibus の利用の申込」とあるのは「IIJ Omnibus の利用の申出」それぞれ読み替えるものとします。

第 4 章 契約者の義務

第 20 条（契約者の義務）

契約者は、一般規程及び個別規程に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

第 21 条（禁止事項）

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する態様において IIJ Omnibus を利用すること
- (2) 当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様で IIJ Omnibus を利用すること
- (3) 当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において IIJ Omnibus を利用すること

第 22 条（契約者の義務違反）

契約者が、第 20 条（契約者の義務）又は前条（禁止事項）に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が IIJ Omnibus の利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第5章 品質保証、責任の限定等

第23条（サービスの品質保証又は保証の限定）

IIJ Omnibusにおける品質保証又は保証の限定に関しては、個別規程において定めるものとします。

第24条（当社の免責）

当社は、前条（サービスの品質保証又は保証の限定）によって定められた品質保証の違背による返金等、本契約約款において明示的に規定された場合を除き、契約者が IIJ Omnibus の利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

第6章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第25条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、IIJ Omnibus の利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第26条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、IIJ Omnibus の提供を中止することがあります。

（1）当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

（2）当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、IIJ Omnibus の提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 契約者は、当社に対し、当社が障害通知を連絡する場合の連絡先（以下において「障害情報通知先」といいます。）を通知するものとします。

4 障害情報通知先の変更があったときは、契約者は、速やかにその旨及び変更後の障害情報通知先を当社に届け出るものとします。

第27条（利用の停止等）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、IIJ Omnibus の提供を停止又は利用を制限することがあります。

（1）IIJ Omnibus 契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき

（2）第20条（契約者の義務）の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき

（3）第21条（禁止事項）の規定に違反したとき

（4）IIJ Omnibus に卸電気通信役務提供者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断する態様において IIJ Omnibus が利用されたことを理由に、卸電気通信役務提供者が当社への役務提供を停止したとき

2 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 28 条（サービスの廃止）

当社は、当社の判断により、IIJ Omnibus の全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により IIJ Omnibus の全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、その旨を通知します。

3 第 1 項及び前項にかかわらず、IIJ Omnibus の内容に他の電気通信事業者等が提供する役務等が含まれる場合には、当該他の電気通信事業者等によって当該役務等の提供が廃止されることに伴い、IIJ Omnibus の全部又は一部が廃止されることがあるものとします。この場合、当社は契約者に対し、当社が知得した範囲において当該役務等の提供の廃止について通知に努めるものとします。

4 本条の規定は、個別規程において別の定めをすることができるものとします。

第 7 章 契約の解除

第 29 条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、IIJ Omnibus 契約を解除することがあります。

(1) 第 27 条（利用の停止等）第 1 項の規定により IIJ Omnibus の利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 2 ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 1 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2) 第 27 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定により IIJ Omnibus 契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

第 30 条（契約者の解除）

契約者は、当社に対し、各 IIJ Omnibus 契約毎に電磁的方法で通知をすることにより、IIJ Omnibus 契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力が生ずる日は、個別規程において定めるものとします。

2 第 25 条（利用の制限）又は第 26 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことにより IIJ Omnibus を利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る IIJ Omnibus 契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第 28 条（サービスの廃止）の規定により、IIJ Omnibus の全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日当該廃止された IIJ Omnibus に係る IIJ Omnibus 契約が解除されたものとします。

4 第 1 項にかかわらず、契約者は、当社に対し、当社が定める範囲内において、各 IIJ Omnibus 契約毎に当社所定の解約申込書で通知することにより、各 IIJ Omnibus 契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力が生ずる日は、個別規程において定めるものとします。

第 8 章 料金等

第 31 条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、IIJ Omnibus の利用に関し、IIJ Omnibus の申込過程において電磁的方法又は書面交付により契約者に示される料金を支払うものとします。

2 一般規程及び個別規程で定める場合を除き、IIJ Omnibus の利用に伴って継続的に課金される料金について、以下の場合にあっては当社が定める日割計算式を適用して算定するものとします。

- (1) 課金開始日が暦月の初日以外の日である場合
- (2) 解約日が暦月の末日以外の日である場合
- (3) 契約内容の変更により料金の変更が発生した日が暦月の初日以外の日である場合

3 第 27 条（利用の停止等）の規定により、IIJ Omnibus の利用が停止又は制限された場合の当該停止又は制限の期間における当該サービスに係る IIJ Omnibus の料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

4 当社は、第 1 項に基づき契約者に示された料金を変更する場合があります。この場合において、当社は、当社の定める方法により、事前に契約者に通知するものとします。

第 32 条（料金調定）

IIJ Omnibus 契約について、最低利用期間内における解除、契約内容の変更その他個別規程で定める事由が発生した場合には、契約者は、個別規程に定めるところにより、調定金を支払うものとします。

第 33 条（品質保証違背時の減額）

IIJ Omnibus について第 23 条（サービスの品質保証又は保証の限定）の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生したときは、当社は、契約者の請求に基づき、IIJ Omnibus のカテゴリ毎に定める額を料金から減額するものとします。

第 34 条（料金の支払方法）

契約者は、IIJ Omnibus の料金を、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 35 条（割増金）

IIJ Omnibus の料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額を支払うものとします。

第 36 条（遅延損害金）

契約者は、IIJ Omnibus の料金その他 IIJ Omnibus 契約上の債務の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

- (1) 未払の期間が 30 日以内のときにあっては、未払債務の 100 分の 2 の額
- (2) 未払の期間が 30 日を超えるときにあっては、未払債務の 100 分の 2 の額に 31 日目から 30 日までごと

に(端数は切り捨てます)1000 分の 15 の額を加えた額

第 37 条 (割増金等の支払方法)

第 34 条 (料金の支払方法) の規定は、第 35 条 (割増金) 及び前条 (遅延損害金) の場合について準用します。

第 38 条 (消費税)

契約者が当社に対し IIJ Omnibus に関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 9 章 契約者情報

第 39 条 (通信の秘密)

当社は、通信の秘密に係る契約者の情報について、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 4 条を遵守した取り扱いを行うものとします。

2 前項のもとに、当社は、契約者の同意がある場合、第 42 条 (業務委託) に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め(当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。)に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用(当社の電気通信設備及び契約者を含む当社のサービス利用者の通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で契約者を含む当社のサービス利用者に情報提供すること又は公開することを含む。)、又は第三者に開示する場合があります、契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

第 40 条 (営業秘密等)

当社は、IIJ Omnibus の提供に関し知り得た契約者の営業秘密(不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)上の「営業秘密」として契約者が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報をいいます。)について、第三者に対し開示しないものとします。なお、営業秘密には、以下の情報を含まないものとします。

- (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
- (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 当社が独自に開発した情報
- (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

2 前条 (通信の秘密) 第 2 項の規定は、前項の営業秘密の取扱いについて準用するものとします。

3 契約者は、IIJ Omnibus の利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が秘密である旨指定して契約者に開示する場合の当該情報について、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。

4 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、契約者に対して最適なサービスプランの提案その他契約者の利便向上に関わる目的のため、契約者が本サービスを利用している事実及びその態様について、当社の子会社と情報を共有することができます。

第 41 条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。

2 当社は、IIJ Omnibus の提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) IIJ Omnibus の提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）
- (2) IIJ Omnibus の維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
- (3) 当社の商品、サービスに関する情報（IIJ Omnibus に限らず、当社の別商品、サービス又は当社の新規商品、サービス紹介情報等を含みます。）又は提携先の商品、サービス等の情報を、契約者がアクセスした当社の Web ページその他契約者の端末装置上に表示し、もしくはメール、郵便等により送付し、又は電話すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。
- (4) 前各号に付属する業務を行うこと。
- (5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、IIJ Omnibus の提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 5 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

5 契約者は IIJ Omnibus 契約を有効に締結したことにより、

<https://www.iiij.ad.jp/svcsol/agreement/pdf/BRM003.pdf> に表示された Data Processing Addendum（データ保護契約）にも同意したこととなり、データ保護契約は効力を生じます。そのデータ保護契約は、当社のサービスに係る約款・規約を表示したウェブサイトに掲載されています。

第 42 条（設定情報の開示）

当社は IIJ Omnibus 提供のために必要な場合には、異なる契約者間で相互接続されている各カテゴリに係る一方の契約者の通信環境の設定情報を、他方の契約者に開示することができるものとします。

第 10 章 雑則

第 43 条（業務委託）

当社は、IIJ Omnibus の提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 44 条（サービス利用に必要な役務等）

IIJ Omnibus を利用するために必要な電気供給等の役務、装置等は、個別規程において明示的に規定されている場合を除き、契約者の責任において調達するものとします。

第 45 条（他のサービスとの接続）

当社が提供する役務を相互接続する機能を有するサービス（以下「相互接続サービス」といいます。）に接続する IIJ Omnibus の契約者は、相互接続サービスの契約者から当社への申出により、当該契約者以外の者が利用する当社役務（IIJ Omnibus 又は IIJ インターネットサービス契約約款に基づき当社が提供する IIJ インターネットサービスを含み、これに限られません。）と当該契約者が利用する IIJ Omnibus が接続される可能性があることについて、あらかじめ同意するものとします。

第 46 条（技術的事項）

IIJ Omnibus における基本的な技術事項は、個別規程において定めるものとします。

第 47 条（サイバー攻撃への対処）

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

- (1) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃（以下「設備攻撃」といいます。）又は、設備攻撃の送信先となる電気通信設備の探査のうち、電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録により、設備攻撃に先立って行われる当該探査を目的とする電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）であることを合理的に特定できるものとして総務省令で定める電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者に当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信記録（送信元 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者に提供することを、電気通信事業法に定める「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」（以下本条において「認定協会」といいます。）に委託すること。
- (2) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信（送信先 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供すること。
- (3) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
- (4) 契約者が、C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、IIJ Omnibus の契約期間中いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

(5) サイバー攻撃の適切な予防措置及び事後対処に活用することを目的として、それらに関連する契約者の通信記録に係る情報分析基盤を構築及び運用すること。

第48条（カスタマーハラスメント）

IIJ Omnibus の利用にあたり、契約者が、当社（当社の委託先を含み、以下本条において同じとします。）に対する問い合わせ等において、当社への要求内容が著しく妥当性を欠く場合、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な場合その他刑法、軽犯罪法等の法令に抵触し又は抵触する虞がある場合（以下「カスタマーハラスメント」といいます。）、当社は IIJ Omnibus の履行その他利用者からの要求を断ることができるものとします。カスタマーハラスメントには、契約者が以下のいずれかの事由に該当する行為を為した場合を含み、それらに限られません。

- (1) 契約に定める範囲を越えた要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
- (2) 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
- (3) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
- (4) 威迫、脅迫、威嚇行為
- (5) SNS やインターネット上での誹謗中傷
- (6) 侮辱、人格を否定する発言、性的嫌がらせ、プライバシー侵害行為
- (7) 傷害、暴行、恐喝、強要またはそれらの未遂
- (8) 信用棄損、業務妨害、威力業務妨害
- (9) 不法侵入、不退去
- (10) 前各号に類する行為

2 契約者は、カスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。なお、カスタマーハラスメントにより当社、当社関係者が損害を被った場合、当該行為者は、当社に生じた損害（慰謝料を含みます。）を賠償するものとします。

3 第1項の定めに該当する場合、当社は自己の債務不履行に関して一切責任を負わないものとします。

4 第1項の定めに該当する場合、当社は、当該契約者との IIJ Omnibus に係る契約を何ら負担なく解除することができるものとします。

5 第1項の定めに該当する場合、当社は、当社の判断において、警察、弁護士等への通報、連絡を行い適切な対処をするものとします。

附則

平成 27 年 9 月 24 日施行

この契約約款は、平成 27 年 9 月 24 日から実施します。

平成 27 年 12 月 17 日変更

この契約約款は、平成 27 年 12 月 17 日から実施します。

平成 28 年 10 月 27 日変更

この契約約款は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

平成 28 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

平成 28 年 11 月 30 日変更

この契約約款は、平成 28 年 11 月 30 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

平成 30 年 3 月 30 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 30 日から実施します。

平成 30 年 8 月 23 日変更

この契約約款は、平成 30 年 8 月 23 日から実施します。

平成 31 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

令和 3 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 11 月 1 日から実施します。

令和 5 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

令和 5 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 8 月 1 日から実施します。

令和 6 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

令和 7 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

令和 7 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 5 月 1 日から実施します。

令和 8 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 5 月 1 日から実施します

個別規程 IIJ Omnibus サービス

平成 30 年 8 月 23 日現在

第 1 条（定義）

IIJ Omnibus サービスとは、IIJ Omnibus を統合的に管理する機能及び各種モジュールのデータを保存するためのストレージ領域を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

第 2 条（最低利用期間）

IIJ Omnibus サービスに係る IIJ Omnibus 契約(以下「IIJ Omnibus サービス契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

第 3 条（解除の効力が生ずる日）

IIJ Omnibus サービス契約における当該契約の解除の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。

- (1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日
- (2) 契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日

第 4 条（料金）

契約者が、IIJ Omnibus サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、IIJ Omnibus サービスの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ Omnibus サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

附則

平成 27 年 9 月 24 日施行

この契約約款は、平成 27 年 9 月 24 日から実施します。

平成 30 年 8 月 23 日変更

この契約約款は、平成 30 年 8 月 23 日から実施します。

第 1 条（定義）

Network Processing System とは、各種モジュールを相互接続するためのシステムを提供するサービスであって、相互接続に係るアクセス制御機能を付加した、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

第 2 条（品目）

Network Processing System には、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
JP-E	東日本地区（当社が定める範囲とします）に位置する当社設備を利用する Network Processing System
JP-W	西日本地区（当社が定める範囲とします）に位置する当社設備を利用する Network Processing System

第 3 条（最低利用期間）

Network Processing System に係る IIJ Omnibus 契約（以下「Network Processing System 契約」といいます。）における最低利用期間はありません。

第 4 条（契約の単位）

当社は、Network Processing System の場合にあつては、一の品目毎に一の Network Processing System 契約を締結します。

第 5 条（利用資格）

Network Processing System を利用するには、IIJ Omnibus サービスの契約者である必要があります。

第 6 条（契約内容の変更）

契約者は、Network Processing System の品目を変更することはできません。

第 7 条（オプションサービス）

当社は、電磁的方法により当社に対し申込があつた場合において、オプションサービスを提供します。

2 Network Processing System には、次のオプションサービスがあります。

（1）NPS 間接続オプション

複数の Network Processing System を接続するオプションであつて、当社が別途定める仕様に基つき提供するもの。NPS 間接続オプションには、東日本リージョン接続と西日本リージョン接続の品目があります。NPS 間接続オプションを利用して接続された Network Processing System の集合単位を NPS グループといいます。

3 NPS 間接続オプションの利用における最低利用期間はありません。

4 契約者が電磁的方法によりオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、契約者が当該通知にお

いて解除の効力が生じる日として指定した日に、オプションサービスの利用の停止の効力が生じるものとします。

第8条（品質保証）

Network Processing Systemにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

（1）稼働率

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第9条（料金の減額）

Network Processing Systemにおいて前条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙1に定めるところにより、Network Processing Systemに相互接続されている各種モジュールの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月15日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第10条（解除の効力が生ずる日）

契約者が電磁的方法によりNetwork Processing Systemの解除に係る通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 Network Processing System契約に係るIIJ Omnibusサービス契約が解除された場合には、当該Network Processing System契約は同日又は当社が指定する日に解除されるものとします。

第11条（料金）

契約者が、Network Processing Systemの利用に関して支払うべき料金の額は、Network Processing Systemの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務はNetwork Processing Systemの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

附則

平成27年9月24日施行

この契約約款は、平成27年9月24日から実施します。

平成30年3月30日変更

この契約約款は、平成30年3月30日から実施します。

平成30年8月23日変更

この契約約款は、平成30年8月23日から実施します。

別紙 1 Network Processing System における品質保証 [第 8 条・第 9 条関係]

稼働率

(1) 保証基準

Network Processing System に接続される各種モジュールの稼働率（当社の定める算定方法による）が、99.99%以上であること。

(2) 品質保証違背時の減額

Network Processing System に接続される各種モジュールの月額基本料の 30 分の 1 を減額するものとする。

第1条（定義）

インターネットアクセスモジュールとは、当社のネットワークセンタに設置されているルータと Network Processing System とを結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供する、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第2条（品目）

インターネットアクセスモジュールには、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
IP-1	DNS 及び NAPT 機能を利用することができるモジュール
IP-2	DNS 及び NAPT 機能を利用することができるモジュールであって、二の Network Processing System において冗長化を図るもの

第3条（帯域品目）

インターネットアクセスモジュールには、次の帯域品目（以下この個別規程において「帯域品目」といいます。）があります。

帯域品目	内容
ベストエフォート	契約者が利用可能な帯域の値を指定できないもの
帯域確保	契約者が指定する帯域が利用可能となる設定を当社が行うもの

第4条（最低利用期間）

インターネットアクセスモジュールに係る IIJ Omnibus 契約（以下「インターネットアクセスモジュール契約」といいます。）における最低利用期間はありません。

第5条（契約の単位）

当社は、インターネットアクセスモジュールの場合にあつては、一の品目毎に一のインターネットアクセスモジュール契約を締結します。

第6条（IP アドレスの特定）

インターネットアクセスモジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者がインターネットアクセスモジュールにおいて使用する IP アドレス（プライベート IP アドレスを除きます。）は、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用してインターネットアクセスモジュールを利用することはできません。

第7条（利用資格）

インターネットアクセスモジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。なお、品目を IP-2 とするインターネットアクセスモジュールを利用するには、二の Network Processing System の契約者である必要があります。

2 一の NPS グループにおいて、品目の異なるインターネットアクセスモジュールを同時に利用することはできません。

3 品目を IP-1 とするインターネットアクセスモジュールの利用可能数の上限は、一の Network Processing System につき 1 又は一の NPS グループあたり 2 とします。

4 品目を IP-2 とするインターネットアクセスモジュールの利用可能数の上限は、一の NPS グループあたり 1 とします。

第8条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について、インターネットアクセスモジュール契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目（変更前の品目を IP-1 とし、かつ、インターネットアクセスモジュールの利用数が一の NPS グループあたり 2 とする場合を除きます。）
- (2) 帯域品目
- (3) 接続帯域（帯域品目を帯域確保とする場合に限りします。）
- (4) 前3号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第9条（品質保証）

インターネットアクセスモジュールにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

- (1) 遅延時間
- (2) 障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第10条（料金の減額）

インターネットアクセスモジュールにおいて前条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙1に定めるところにより、インターネットアクセスモジュールの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月15日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第11条（解除の効力が生ずる日）

インターネットアクセスモジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 12 条（料金）

契約者が、インターネットアクセスモジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、インターネットアクセスモジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務はインターネットアクセスモジュールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 13 条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとき当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があります。契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成 27 年 9 月 24 日施行

この契約約款は、平成 27 年 9 月 24 日から実施します。

平成 27 年 12 月 17 日変更

この契約約款は、平成 27 年 12 月 17 日から実施します。

平成 30 年 3 月 30 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 30 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 1 インターネットアクセスモジュールにおける品質保証 [第 9 条・第 10 条関係]

1 遅延時間

(1) 保証基準

利用月における当社の基幹ネットワークセンタ（東京、渋谷データセンター及び大阪）と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの平均遅延時間が、以下に示す保証値を超えないこと。

区間	保証値
国内	25ms

備考 国内区間とは、当社の基幹ネットワークセンタ（東京、渋谷データセンター及び大阪）と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの区間をいいます。

(2) 品質保証違背時の減額

月額基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

2 障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

第 1 条（定義）

WAN モジュールとは、Network Processing System と当社が WAN アクセスにおいて提供するサービスアダプタとを接続する機能を提供する、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第 2 条（品目）

WAN モジュールには、次の品目（以下この個別規程において品目といいます。）があります。

品目	内容
WP-1	一の Network Processing System において、一の VPN センタ機能を提供するモジュール
WP-2	二までの Network Processing System において、二の VPN センタ機能を提供するモジュールであって冗長化を図るもの
WP-3	一の Network Processing System において、電気通信回線による一の WAN を提供するモジュール
WP-4	二までの Network Processing System において、電気通信回線による一の WAN 及び一の VPN センタ機能を提供するモジュールであって、電気通信回線による主回線（「主回線」とは、主となって利用される回線をいいます。以下同じとします。）と VPN センタ機能による副回線（「副回線」とは、主回線による接続ができない場合に利用される回線をいいます。以下同じとします。）によって冗長化を図るもの
WP-5	二までの Network Processing System において、電気通信回線による二の WAN 機能を提供するモジュールであって主回線と副回線によって冗長化を図るもの
WP-6	二までの Network Processing System において、電気通信回線による一の WAN 及び一の VPN センタ機能を提供するモジュールであって、VPN センタ機能による主回線と電気通信回線による副回線によって冗長化を図るもの

第 3 条（帯域品目）

WAN モジュールには、次の帯域品目（以下この個別規程において「帯域品目」といいます。）があります。

帯域品目	内容
ベストエフォート	Network Processing System と VPN センタとの接続部分において、契約者が利用可能な帯域の値を指定できないもの
帯域確保	Network Processing System と VPN センタとの接続部分において、契約者が指定する帯域が利用可能となる設定を当社が行うもの
閉域	契約者が別途当社と契約していることにより利用している IIJ 広域ネットワークサービスにおいて提供する電気通信回線を利用するもの

2 WAN モジュールは、品目毎に次の帯域品目を提供します。

品目	帯域品目
----	------

WP-1	ベストエフォート又は帯域確保
WP-2	ベストエフォート又は帯域確保
WP-3	閉域
WP-4	主回線においては、閉域 副回線においては、ベストエフォート又は帯域確保
WP-5	主回線、副回線ともに、閉域
WP-6	主回線においては、ベストエフォート又は帯域確保 副回線においては、閉域

第4条（最低利用期間）

WAN モジュールに係る IIJ Omnibus 契約(以下「WAN モジュール契約」といいます。)における最低利用期間は
ありません。

第5条（契約の単位）

当社は、WAN モジュールの場合にあつては、一の品目毎に一の WAN モジュール契約を締結します。

第6条（IP アドレスの特定）

WAN モジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が WAN モジュールにおいて使用する IP アドレス（プライベート IP アドレスを除きます。）は、当社
が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して WAN モジュールを利用することはできません。

第7条（利用資格）

WAN モジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。

2 帯域品目を閉域とする WAN モジュールを利用するには、IIJ 広域ネットワークサービスの契約者である必
要があります。

第8条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について、WAN モジュール契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目（WP-1 から WP-2 若しくは WP-6 への変更又は WP-3 から WP-4 若しくは WP-5 への変更に限ります。）
- (2) 帯域品目（品目を WP-1 又は WP-2 とする場合に限ります。）
- (3) 接続帯域（帯域品目を帯域確保とする場合に限ります。）
- (4) 前3号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第9条（品質保証）

WAN モジュールにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによる
ものとします。

- (1) 障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 10 条（料金の減額）

WAN モジュールにおいて前条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙 1 に定めるところにより WAN モジュールの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月 15 日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 11 条（解除の効力が生ずる日）

WAN モジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 12 条（料金）

契約者が、WAN モジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、WAN モジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は WAN モジュールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 13 条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があります。契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成 27 年 9 月 24 日施行

この契約約款は、平成 27 年 9 月 24 日から実施します。

平成 27 年 12 月 17 日変更

この契約約款は、平成 27 年 12 月 17 日から実施します。

平成 29 年 3 月 30 日変更

この契約約款は、平成 29 年 3 月 30 日から実施します。

平成 30 年 3 月 30 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 30 日から実施します。

平成 30 年 8 月 23 日変更

この契約約款は、平成 30 年 8 月 23 日から実施します。

令和 2 年 3 月 27 日変更

この契約約款は、令和 2 年 3 月 27 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 1 WAN モジュールにおける品質保証 [第 9 条・第 10 条関係]

障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

第 1 条（定義）

WAN アクセスとは、WAN モジュールにおいて利用するサービスアダプタ及び NTT 東日本株式会社(以下、本約款において「NTT 東日本」といいます。)及び NTT 西日本株式会社(以下、本約款において「NTT 西日本」といいます。NTT 東日本及び NTT 西日本の両社を併せて「NTT」といいます。)が提供するフレッツ回線(端末設備を含みます。)又は当社が定める仕様のモバイル回線及びその利用に必要な移動無線機器 (SIM カードを含みます。サービスアダプタ、端末設備、移動無線機器その他当社が貸与機器として指定するものを併せて「貸与機器」といいます。以下この個別規程において同じとします。)を提供するサービスをいいます。

第 2 条（品目）

WAN アクセスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
WE-1	サービスアダプタに当社が提供する機器 SA-W1 又は SA-W2 を用いる WAN アクセス
WE-2	サービスアダプタに当社が提供する機器 BPV4 を用いる WAN アクセスであって、最低利用期間を 1 年とするもの
WE-3	サービスアダプタに当社が提供する機器 BPV4 を用いる WAN アクセスであって、最低利用期間を 3 年とするもの

第 3 条（回線品目）

品目を WE-1 とする WAN アクセスには、次の回線品目(以下この個別規程において「回線品目」といいます。)があります。

回線品目区分	回線品目	内容
I	ベストエフォート：ハイグレード	NTT が提供するフレッツ・光ネクスト ビジネスタイプを利用するもの
	ベストエフォート：ハイグレード (3 年プラン)	「ベストエフォート：ハイグレード」と同一内容のものであって、最低利用期間を 3 年とするもの
	ベストエフォート：スタンダード	次のいずれかのフレッツ回線を利用するもの
		NTT 東日本
		NTT 西日本
		フレッツ・光ネクスト ファミリー スーパーハイスピードタイプ 隼
		フレッツ・光ネクスト ファミリー ハイスピードタイプ
		フレッツ・光ネクスト ファミリータ
		フレッツ・光ネクスト ファミリータイ

		イプ	プ
		フレッツ・光ネクスト マンション ギガラインタイプ 光配線方式	フレッツ・光ネクスト マンション スー パーハイスピードタイプ 隼 光配線方 式
		フレッツ・光ネクスト マンション ハイスピードタイプ 光配線方式	フレッツ・光ネクスト マンション ハイ スピードタイプ 光配線方式
		フレッツ・光ネクスト マンションタ イプ 光配線方式	フレッツ・光ネクスト マンションタイ プ 光配線方式
		フレッツ・光ネクスト マンションタ イプ VDSL 方式	フレッツ・光ネクスト マンションタイ プ VDSL 方式
		フレッツ・光ネクスト マンションタ イプ LAN 方式	フレッツ・光ネクスト マンションタイ プ LAN 方式
	ベストエフォ ート：スタンダード (3年プラン)	「ベストエフォート：スタンダード」と同一内容のものであって、最低利用期 間を3年とするもの	
II	モバイル：タイプ D	株式会社 NTT ドコモ（以下、この個別規程において「ドコモ」とします。）が 提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用 いた移動無線通信に係る通信網を当社が貸与する移動無線機器を用いて利用 するもの	
	モバイル：タイプ K	KDDI 株式会社（以下、この個別規程において「KDDI」とします。）が提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る 通信網を当社が貸与する移動無線機器を用いて利用するもの	
III	閉域	契約者が別途当社と契約することにより利用している IIJ 広域ネットワーク サービスにおいて提供する電気通信回線を利用するもの	
	提供回線なし	契約者が別途当社と契約することにより利用している IIJ 回線マネージメン ト/F サービスにおいて提供するフレッツ回線若しくは IIJ FiberAccess/U サ ービスにおいて提供する光回線又は契約者が NTT と契約していることにより 利用しているフレッツ回線（別途当社が指定するものとします。）を利用する ものであって、インターネット接続のためのアカウントの提供があるもの	
	提供回線なし（接 続 アカウ ント な し）	別途当社が指定する回線を利用するものであって、インターネット接続のため のアカウントの提供がないもの	
	回線持込	別途当社が指定する回線を利用するものであって、インターネット接続のため のアカウントの提供があるもの	

2 品目を WE-2 とする WAN アクセスには、次の回線品目があります。

回線品目区 分	回線品目	内容
------------	------	----

I	ベストエフォート：ハイグレード	NTT が提供するフレッツ・光ネクスト ビジネスタイプを利用するもの	
	ベストエフォート：スタンダード	次のいずれかのフレッツ回線を利用するもの	
		NTT 東日本	NTT 西日本
		フレッツ・光ネクスト ファミリーギガラインタイプ	フレッツ・光ネクスト ファミリースーパーハイスピードタイプ 隼
		フレッツ・光ネクスト ファミリーハイスピードタイプ	フレッツ・光ネクスト ファミリーハイスピードタイプ
		フレッツ・光ネクスト ファミリータイプ	フレッツ・光ネクスト ファミリータイプ
		フレッツ・光ネクスト マンションギガラインタイプ 光配線方式	フレッツ・光ネクスト マンションスーパーハイスピードタイプ 隼 光配線方式
		フレッツ・光ネクスト マンションハイスピードタイプ 光配線方式	フレッツ・光ネクスト マンションハイスピードタイプ 光配線方式
		フレッツ・光ネクスト マンションタイプ 光配線方式	フレッツ・光ネクスト マンションタイプ 光配線方式
		フレッツ・光ネクスト マンションタイプ VDSL 方式	フレッツ・光ネクスト マンションタイプ VDSL 方式
		フレッツ・光ネクスト マンションタイプ LAN 方式	フレッツ・光ネクスト マンションタイプ LAN 方式
III	閉域	契約者が別途当社と契約することにより利用している IIJ 広域ネットワークサービスにおいて提供する電気通信回線を利用するもの	
	提供回線なし	契約者が別途当社と契約することにより利用している IIJ 回線マネジメント/F サービスにおいて提供するフレッツ回線若しくは IIJ FiberAccess/U サービスにおいて提供する光回線又は契約者が NTT と契約していることにより利用しているフレッツ回線（別途当社が指定するものとします。）を利用するものであって、インターネット接続のためのアカウントの提供があるもの	
	提供回線なし（接続アカウントなし）	別途当社が指定する回線を利用するものであって、インターネット接続のためのアカウントの提供がないもの	
	回線持込	別途当社が指定する回線を利用するものであって、インターネット接続のためのアカウントの提供があるもの	

3 品目を WE-3 とする WAN アクセスには、次の回線品目があります。

回線品目区分	回線品目	内容
--------	------	----

I	ベストエフォート：ハイグレード (3年プラン)	NTT が提供するフレッツ・光ネクスト ビジネスタイプを利用するもの	
	ベストエフォート：スタンダード (3年プラン)	次のいずれかのフレッツ回線を利用するもの	
		NTT 東日本	NTT 西日本
		フレッツ・光ネクスト ファミリー ギガラインタイプ	フレッツ・光ネクスト ファミリー スー パーハイスピードタイプ 隼
		フレッツ・光ネクスト ファミリー ハイスピードタイプ	フレッツ・光ネクスト ファミリー ハイ スピードタイプ
		フレッツ・光ネクスト ファミリータイ プ	フレッツ・光ネクスト ファミリータイ プ
		フレッツ・光ネクスト マンション ギガラインタイプ 光配線方式	フレッツ・光ネクスト マンション スー パーハイスピードタイプ 隼 光配線方 式
		フレッツ・光ネクスト マンション ハイスピードタイプ 光配線方式	フレッツ・光ネクスト マンション ハイ スピードタイプ 光配線方式
		フレッツ・光ネクスト マンションタ イプ 光配線方式	フレッツ・光ネクスト マンションタイ プ 光配線方式
		フレッツ・光ネクスト マンションタ イプ VDSL 方式	フレッツ・光ネクスト マンションタイ プ VDSL 方式
		フレッツ・光ネクスト マンションタ イプ LAN 方式	フレッツ・光ネクスト マンションタイ プ LAN 方式
III	閉域	契約者が別途当社と契約することにより利用している IIJ 広域ネットワーク サービスにおいて提供する電気通信回線を利用するもの	
	提供回線なし	契約者が別途当社と契約することにより利用している IIJ 回線マネージメン ト/F サービスにおいて提供するフレッツ回線若しくは IIJ FiberAccess/U サ ービスにおいて提供する光回線又は契約者が NTT と契約していることにより 利用しているフレッツ回線（別途当社が指定するものとします。）を利用する ものであって、インターネット接続のためのアカウントの提供があるもの	
	提供回線なし（接 続 アカ ウント な し）	別途当社が指定する回線を利用するものであって、インターネット接続のため のアカウントの提供がないもの	
	回線持込	別途当社が指定する回線を利用するものであって、インターネット接続のため のアカウントの提供があるもの	

第4条（最低利用期間）

品目を WE-1 とする WAN アクセスに係る IIJ Omnibus 契約(以下「WAN アクセス契約」といいます。)における最

低利用期間は1ヶ月とし、その起算日は課金開始日とします。ただし、回線品目を「ベストエフォート：ハイグレード（3年プラン）」及び「ベストエフォート：スタンダード（3年プラン）」とする当該WANアクセス契約における最低利用期間は3年とし、その起算日は課金開始日とします。

2品目をWE-2とするWANアクセス契約における最低利用期間は1年とし、その起算日は課金開始日とします。

3品目をWE-3とするWANアクセス契約における最低利用期間は3年とし、その起算日は課金開始日とします。

第5条（契約の単位）

当社は、WANアクセスの場合にあつては、一の品目毎に一のWANアクセス契約を締結します。

第6条（IPアドレスの特定）

WANアクセスにおいて使用できるIPアドレスは、当社が行う貸与機器の設定に従うものとします。

第7条（利用資格）

WANアクセスを利用するには、当社が提供するWANモジュールの契約者である必要があります。

2 品目をWP-2とするWANモジュールに係るWANアクセスにあつては、品目をWP-2とする一のWANモジュール契約に対し、二のWANアクセス又は一のWANアクセス及び一のモバイルバックアップオプションの利用の申込を行うことが必要です。

3 帯域品目を「閉域」とするWANアクセスを利用するには、IIJ広域ネットワークサービスの契約者である必要があります。

4 ベストエフォート回線拡張保守オプションを利用するには、以下の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

(1) 回線品目区分をⅠとするWANアクセスの契約者であること

(2) WANアクセスの利用の申込と同時に、ベストエフォート回線拡張保守オプションの利用の申込みを行うこと

第8条（利用条件）

契約者はWANアクセスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

(1) 貸与機器を稼働することができる電源及び場所の確保

(2) 契約者の宅内環境により別途工事が必要な場合にあつては、当該工事の実施（回線品目区分をⅠとする場合に限り、当社経由で当該工事を発注する場合、当該工事に係る費用は当社から別途請求するものとします。）

(3) 前各号の他当社が個別に指定するもの

第9条（利用の態様の制限）

回線品目区分をⅠとするWANアクセスにおいて利用するフレッツ回線及び品目区分をⅡとするWANアクセスにおいて利用する移動無線機器は、当社が指定するものとします。

2 回線品目区分をⅠとするWANアクセスには、次の利用の態様の制限があります。

(1) WANアクセスにおいて利用するフレッツ回線は、当社とNTTとが契約を締結するものとします。

(2) 契約者は、前号のフレッツ回線について、サービスアダプタの設定に従った通信を行うこと以外の目的及び態様で利用することはできません。

3 回線品目区分をⅡとする WAN アクセス及びモバイルバックアップオプションには、次の利用の態様の制限があります。

- (1) ドコモ又は KDDI の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合若しくはその他ドコモ又は KDDI の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。
- (2) 契約者は、回線品目区分をⅡとする WAN アクセス及びモバイルバックアップオプションについて、サービスアダプタの設定に従った通信を行うこと以外の目的及び態様で利用することはできません。

第 10 条（機器の管理）

契約者は、貸与機器について次の事項を遵守するものとします。

- (1) 貸与機器を当社が定めた用途以外に使用しないこと
- (2) 貸与機器を日本国外に持ち出さないこと
- (3) 貸与機器を譲渡又は担保に供さないこと
- (4) 貸与機器を当社の承諾なく転貸又は売却して第三者に利用させないこと
- (5) 貸与機器の設定を引渡し時の状態から変更しないこと
- (6) 貸与機器を分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の状態から変更しないこと
- (7) 貸与機器に添付され又は貸与機器の一部を構成するプログラム（以下「プログラム」といいます。）に関し、有償、無償を問わず、プログラムの全部又は一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させないこと
- (8) 前号のプログラムの全部又は一部を複製、改変、その他貸与機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為をしないこと
- (9) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 WAN アクセスが事由の如何を問わず終了した場合、その他貸与機器を利用しなくなった場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内に貸与機器を当社に返還するものとします。なお、端末設備の返還方法は、「回収キットによる郵送」と「回線撤去工事による回収（回線撤去工事の際に工事担当者が端末設備を回収します。回線撤去工事には、別途当社が指定する回線撤去工事費用が発生します。）」があり、回線品目区分をⅠとする WAN アクセスの契約者は、契約終了時にいずれかを指定するものとします。かかる指定が行われない場合、回線撤去工事及びこれに伴う端末設備の回収は行われません。

第 11 条（故障が生じた場合の措置等）

契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、貸与機器の修理又は交換を行うものとします。この場合において、かかる修理又は交換にあたり、貸与機器の設置場所へ車両以外の交通手段が必要となる場合は、交通費等の実費を当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対して当該実費を支払うものとします。

3 第 1 項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたとき、又は前項の調査の結果貸与機器に故障がないことが明らかとなったときは、保守手数料として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し保守手数料を支払うものとします。

第 12 条（亡失品に関する措置）

契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社は代替機の送付を行います。

3 当社は、亡失品（第 10 条（機器の管理）第 2 項に定める返還がなかった場合の当該貸与機器を含みます。）の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

4 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第 10 条（機器の管理）第 2 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 13 条（オプションサービス）

当社は、電磁的方法により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 品目を WE-1 とする WAN アクセスには、次のオプションサービスがあります。

(1) モバイルバックアップオプション

当社が貸与する移動無線機器を用いて、品目を WP-2 とする WAN モジュールに係る WAN アクセスの冗長化を図るもの。モバイルバックアップオプションには、モバイル：タイプ D、モバイル：タイプ K、提供回線なしの品目があります。

(2) ベストエフォート回線拡張保守オプション

回線品目区分を I とする WAN アクセスの契約者に対し、24 時間の態様によりフレッツ回線の NTT による現地保守作業を可能とする保守窓口機能を提供するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

3 モバイルバックアップオプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月、ベストエフォート回線拡張保守オプションの利用における最低利用期間はベストエフォート回線拡張保守オプションに対応する WAN アクセスと同一とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。

4 契約者が電磁的方法でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 14 条（サービスの廃止）

当社は、NTT、ドコモ又は KDDI が WAN アクセスに対応するサービスの提供を終了した場合、当該サービスに該当する WAN アクセスを廃止します。

第 15 条（解除の効力が生ずる日）

WAN アクセス契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日（当社が電磁的方法により最短の解除日として指定した日以降の日とします。）に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 WAN アクセス契約に係る WAN モジュール契約が解除された場合には、当該 WAN アクセス契約は同日又は当社

が指定する日に解除されるものとします。

3 ベストエフォート回線拡張保守オプションの利用の解除にあつては、ベストエフォート回線拡張保守オプションに対応する WAN アクセスと同時に解除する必要があります。

第 16 条（料金）

契約者が、WAN アクセスの利用に関して支払うべき初期費用及び月額費用の額は、WAN アクセスの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。ただし、品目区分を I とする回線のうち当社が別途定める回線の工事時間について契約者が時間を指定する場合及び第 8 条（利用条件）第 1 項第 2 号に定める工事を当社経由で発注する場合に発生する当該工事費用の額は、別途当社から契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は WAN アクセスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 17 条（最低利用期間内解除調定）

WAN アクセスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合（一般規程第 30 条（契約者の解除）第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。）には、契約者は、最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用を支払うものとします。ただし、当社が指定するものを除きます。

第 18 条（機能の制限）

次に定める WAN アクセスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、当社は、当該 WAN アクセスの契約者に事前に通知することなく WAN アクセスの通信量、通信速度等を制限する場合があります、当該 WAN アクセスの契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

- (1) 品目を WE-1 とする WAN アクセス
- (2) モバイルバックアップオプションの利用に係る WAN アクセス

第 19 条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとき当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、他の回線品目への切り替えの提案を行う場合があります、契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成 27 年 9 月 24 日施行

この契約約款は、平成 27 年 9 月 24 日から実施します。

平成 27 年 11 月 10 日変更

この契約約款は、平成 27 年 11 月 10 日から実施します。

平成 27 年 12 月 17 日変更

この契約約款は、平成 27 年 12 月 17 日から実施します。

平成 28 年 1 月 22 日変更

この契約約款は、平成 28 年 1 月 22 日から実施します。

平成 28 年 5 月 26 日変更

この契約約款は、平成 28 年 5 月 26 日から実施します。

平成 28 年 7 月 8 日変更

この契約約款は、平成 28 年 7 月 8 日から実施します。

平成 28 年 10 月 27 日変更

この契約約款は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

平成 29 年 3 月 30 日変更

この契約約款は、平成 29 年 3 月 30 日から実施します。

平成 29 年 7 月 19 日変更

この契約約款は、平成 29 年 7 月 19 日から実施します。

令和元年 12 月 20 日変更

この契約約款は、令和元年 12 月 20 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

令和 7 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

令和 8 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 1 月 1 日から実施します。

令和 8 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 2 月 1 日から実施します。

第 1 条（定義）

VPN モジュールとは、契約者の VPN（仮想閉域網）と Network Processing System を相互接続するための機能を提供する、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第 2 条（品目）

VPN モジュールには、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
VP-1	IPsec による VPN 機能および BGP による経路交換機能を提供する VPN モジュール
VP-2	IPsec による VPN 機能および BGP による経路交換機能を提供する VPN モジュールであって、二までの Network Processing System において冗長化を図るもの

第 3 条（帯域品目）

VPN モジュールには、次の帯域品目（以下この個別規程において「帯域品目」といいます。）があります。

帯域品目	内容
ベストエフォート	契約者が利用可能な帯域の値を指定できないもの
帯域確保	契約者が指定する帯域が利用可能となる設定を当社が行うもの

第 4 条（最低利用期間）

VPN モジュールに係る IIJ Omnibus 契約（以下「VPN モジュール契約」といいます。）における最低利用期間はありません。

第 5 条（契約の単位）

当社は、VPN モジュールの場合にあつては、一の品目毎に一の VPN モジュール契約を締結します。

第 6 条（IP アドレスの特定）

VPN モジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が VPN モジュールにおいて使用する IP アドレス（プライベート IP アドレスを除きます。）は、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して VPN モジュールを利用することはできません。

第 7 条（利用資格）

VPN モジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。

第 8 条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について、VPN モジュール契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目（変更前の品目を VP-1 とする場合に限ります。）

- (2) 帯域品目
- (3) 接続帯域（帯域品目を帯域確保とする場合に限りです。）
- (4) 前3号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第9条（品質保証）

VPN モジュールにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

（1）障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第10条（料金の減額）

VPN モジュールにおいて前条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙1に定めるところにより VPN モジュールの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月15日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第11条（解除の効力が生ずる日）

VPN モジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第12条（料金）

契約者が、VPN モジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、VPN モジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務はVPN モジュールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第13条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があり、契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成27年9月24日施行

この契約約款は、平成27年9月24日から実施します。

平成27年12月17日変更

この契約約款は、平成27年12月17日から実施します。

平成30年3月30日変更

この契約約款は、平成30年3月30日から実施します。

令和 2 年 3 月 27 日変更

この契約約款は、令和 2 年 3 月 27 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 1 VPN モジュールにおける品質保証 [第 9 条・第 10 条関係]

障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

第1条（定義）

クラウドエクスチェンジモジュールとは、IIJ Omnibus により構成されたネットワーク以外のネットワークと Network Processing System を相互接続するための機能を提供する、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第2条（品目）

クラウドエクスチェンジモジュールには、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
CX-1	当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスと Network Processing System を相互接続するための機能を提供するモジュール。なお、契約者が利用可能な帯域の値を指定可能である。
CX-2	当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスと二の Network Processing System を相互接続するための機能を提供するモジュールであって、冗長化を図るもの。なお、契約者が利用可能な帯域の値を指定可能である。
ベーシック：シングル	当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスと Network Processing System を相互接続するための機能を提供するモジュール。なお、契約者が利用可能な帯域の値を指定できない。
ベーシック：デュアル	当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスと二の Network Processing System を相互接続するための機能を提供するモジュール。なお、契約者が利用可能な帯域の値を指定できない。

第3条（最低利用期間）

クラウドエクスチェンジモジュールに係る IIJ Omnibus 契約（以下「クラウドエクスチェンジモジュール契約」といいます。）における最低利用期間はありません。

第4条（契約の単位）

当社は、クラウドエクスチェンジモジュールの場合にあつては、一の品目毎に一のクラウドエクスチェンジモジュール契約を締結します。

第5条（IP アドレスの特定）

クラウドエクスチェンジモジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者がクラウドエクスチェンジモジュールにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用してクラウドエクスチェンジモジュールを利用することはできません。

第6条（利用資格）

クラウドエクスチェンジモジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。なお、品目を CX-2 とするクラウドエクスチェンジモジュールを利用するには、二の Network Processing System の契約者である必要があります。

2 クラウドエクスチェンジモジュールの利用可能数の上限は、1 の NPS グループあたり 1 とします。

第7条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について、クラウドエクスチェンジモジュール契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目（CX-1 から CX-2、ベーシック：シングル又はベーシック：デュアル、CX-2 からベーシック：デュアル、ベーシック：シングルからベーシック：デュアルへの変更に限ります。）
- (2) 接続帯域（品目を CX-1 又は CX-2 とする場合に限ります。）
- (3) 前2号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第8条（品質保証）

クラウドエクスチェンジモジュールにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

- (1) 障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第9条（料金の減額）

品目を CX-1 又は CX-2 とするクラウドエクスチェンジモジュールにおいて前条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙1に定めるところによりクラウドエクスチェンジモジュールの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月15日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第10条（解除の効力が生ずる日）

クラウドエクスチェンジモジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第11条（料金）

契約者が、クラウドエクスチェンジモジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、クラウドエクスチェンジモジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務はクラウドエクスチェンジモジュールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 12 条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があり、契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成 27 年 9 月 24 日施行

この契約約款は、平成 27 年 9 月 24 日から実施します。

平成 27 年 12 月 17 日変更

この契約約款は、平成 27 年 12 月 17 日から変更します。

平成 30 年 3 月 30 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 30 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

平成 31 年 2 月 7 日変更

この契約約款は、平成 31 年 2 月 7 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 1 クラウドエクスチェンジモジュールにおける品質保証 [第 8 条・第 9 条関係]

障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

第1条（定義）

リモートアクセスモジュールとは、Network Processing System へのリモートアクセス機能を提供する、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第2条（品目）

リモートアクセスモジュールには、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
RA-1	L2TP/IPsec によるリモートアクセス機能のみを提供するリモートアクセスモジュールであって、契約アカウント数を 64 とするもの

第3条（最低利用期間）

リモートアクセスモジュールに係る IIJ Omnibus 契約（以下「リモートアクセスモジュール契約」といいます。）における最低利用期間はありません。

第4条（契約の単位）

当社は、リモートアクセスモジュールの場合にあつては、一の品目毎に一のリモートアクセスモジュール契約を締結します。

第5条（IP アドレスの特定）

リモートアクセスモジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者がリモートアクセスモジュールにおいて使用する IP アドレス（プライベート IP アドレスを除きます。）は、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用しリモートアクセスモジュールを利用することはできません。

第6条（利用資格）

リモートアクセスモジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。

2 リモートアクセスモジュールの利用可能数の上限は、一の Network Processing System あたり 1 とします。

第7条（品質保証）

リモートアクセスモジュールにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

（1）障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第8条（解除の効力が生ずる日）

リモートアクセスモジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第9条（料金）

契約者が、リモートアクセスモジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、リモートアクセスモジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務はリモートアクセスモジュールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第10条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、他の当社サービスへの切り替えの提案を行う場合があります。契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成27年9月24日施行

この契約約款は、平成27年9月24日から実施します。

平成30年1月30日変更

この契約約款は、平成30年1月30日から実施します。

平成30年3月30日変更

この契約約款は、平成30年3月30日から実施します。

平成31年2月7日変更

この契約約款は、平成31年2月7日から実施します。

令和6年8月1日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

別紙1 リモートアクセスモジュールにおける品質保証 [第7条関係]

障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから30分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

第1条（定義）

コネクタモジュールとは、Network Processing System と当社が指定するサービスとを接続する機能を提供する、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第2条（品目）

コネクタモジュールには、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
CN-1	接続帯域として 100M 又は 500M を、及び、提供形態としてユニット提供又は構内接続を選択することができるコネクタモジュール

備考

提供形態をユニット提供とするコネクタモジュールにおいて利用可能なユニット数の上限は 10 とします。

第3条（最低利用期間）

コネクタモジュールに係る IIJ Omnibus 契約（以下「コネクタモジュール契約」といいます。）における最低利用期間はありせん。

第4条（契約の単位）

当社は、コネクタモジュールの場合にあつては、一の品目毎に一のコネクタモジュール契約を締結します。

第5条（IP アドレスの特定）

コネクタモジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者がコネクタモジュールにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用してコネクタモジュールを利用することはできません。

第6条（利用資格）

コネクタモジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。

2 提供形態をユニット提供とするコネクタモジュールを利用するには、当社が指定する当社サービス（本約款以外に当社が定める契約約款又は規約に基づき提供するサービスを含みます。）の契約者である必要があります。

3 提供形態を構内接続とするコネクタモジュールを利用するには、当社が指定するデータセンターを利用した IIJ データセンターサービスの契約者である必要があります。

第7条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について、コネクタモジュール契約の内容の変更を請求することができるものとします。

（1）接続帯域

(2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第8条（品質保証）

コネクタモジュールにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

（1）障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第9条（料金の減額）

コネクタモジュールにおいて前条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙1に定めるところにより、コネクタモジュールの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月15日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第10条（解除の効力が生ずる日）

コネクタモジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第11条（料金）

契約者が、コネクタモジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、コネクタモジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務はコネクタモジュールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第12条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があり、契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成27年12月17日施行

この契約約款は、平成27年12月17日から実施します。

平成30年3月30日変更

この契約約款は、平成30年3月30日から実施します。

令和6年8月1日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

別紙 1 コネクタモジュールにおける品質保証 [第 8 条・第 9 条関係]

障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

第 1 条（定義）

IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールとは、Network Processing System を経由して当社が IIJ インターネットサービス契約約款に基づき提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス（以下「IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス」といいます。）を利用することができる、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第 2 条（品目）

IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールには、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
SW-1	Network Processing System を経由して IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスを利用するための機能を提供するモジュール

第 3 条（最低利用期間）

IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールに係る IIJ Omnibus 契約（以下「IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュール契約」といいます。）における最低利用期間はありません。

第 4 条（契約の単位）

当社は、IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールの場合にあつては、一の品目毎に一の IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュール契約を締結します。

第 5 条（IP アドレスの特定）

IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールにおいて使用する IP アドレス（プライベート IP アドレスを除きます。）は、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールを利用することはできません。

第 6 条（利用資格）

IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。

第 7 条（品質保証）

IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

(1) 障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第8条（料金の減額）

IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールにおいて前条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙1に定めるところにより、IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月15日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第9条（解除の効力が生ずる日）

IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第10条（料金）

契約者が、IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第11条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、他の当社サービスへの切り替えの提案を行う場合があり、契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成28年6月23日施行

この契約約款は、平成28年6月23日から実施します。

平成30年3月30日変更

この契約約款は、平成30年3月30日から実施します。

令和6年8月1日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

別紙1 IIJ セキュア Web ゲートウェイ連携モジュールにおける品質保証 [第7条・第8条関係]

障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

第 1 条（定義）

SD-LAN モジュールとは、当社の提供する SD サービスアダプタと連携し、アカウント・端末認証機能を用いて契約者の LAN を管理する機能を提供する、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第 2 条（品目）

SD-LAN モジュールには、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
SDL-1	Network Processing System にアカウント・端末認証機能を具備した LAN 管理機能を提供するモジュール

第 3 条（最低利用期間）

SD-LAN モジュールに係る IIJ Omnibus 契約（以下「SD-LAN モジュール契約」といいます。）における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は課金開始日とします。

第 4 条（契約の単位）

当社は、SD-LAN モジュールの場合にあっては、一の品目毎に一の SD-LAN モジュール契約を締結します。

第 5 条（IP アドレスの特定）

SD-LAN モジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が SD-LAN モジュールにおいて使用する IP アドレス（プライベート IP アドレスを除きます。）は、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して SD-LAN モジュールを利用することはできません。

第 6 条（利用資格）

SD-LAN モジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System 及び品目を SA-1 とする SD サービスアダプタの契約者である必要があります。

2 SD-LAN モジュールの利用可能数の上限は、一の NPS グループあたり 1 とします。

第 7 条（品質保証）

SD-LAN モジュールにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

（1）障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 8 条（料金の減額）

SD-LAN モジュールにおいて前条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙 1 に定めるところにより、SD-LAN モジュールの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月 15 日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 9 条（解除の効力が生ずる日）

SD-LAN モジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 SD-LAN モジュール契約の解除にあつては、SD-LAN モジュール契約に対応する SD サービスアダプタの利用に関する契約が既に解除されている又は当該契約と同時に解除する必要があります。

第 10 条（料金）

契約者が、SD-LAN モジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、SD-LAN モジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は SD-LAN モジュールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

附則

平成 28 年 10 月 27 日施行

この契約約款は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

平成 30 年 3 月 30 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 30 日から実施します。

別紙 1 SD-LAN モジュールにおける品質保証 [第 7 条・第 8 条関係]

障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

第 1 条（定義）

SD サービスアダプタとは、無線 LAN アクセスポイント機能を利用するために必要なサービスアダプタを提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

第 2 条（品目）

SD サービスアダプタには、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
SA-1	SD-LAN モジュールによって管理されるサービスアダプタを提供するもの
SA-2	SD-LAN モジュールによる管理機能を利用しないサービスアダプタを提供するもの

第 3 条（最低利用期間）

SD サービスアダプタに係る IIJ Omnibus 契約（以下「SD サービスアダプタ契約」といいます。）における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は課金開始日とします。

第 4 条（契約の単位）

当社は、SD サービスアダプタの場合にあつては、一の品目毎に一の SD サービスアダプタ契約を締結します。

第 5 条（IP アドレスの特定）

SD サービスアダプタにおいて使用できる IP アドレスは、当社が行うサービスアダプタの設定に従うものとします。

第 6 条（利用資格）

SD サービスアダプタを利用するには、当社が提供する WAN アクセスの契約者である必要があります。

2 品目を SA-1 とする SD サービスアダプタを利用するには、当社が提供する SD-LAN モジュールの契約者である必要があります。

3 SD サービスアダプタの利用可能数は、当社が提供する WAN アクセスの利用態様に応じた上限があるものとします。

第 7 条（利用条件）

契約者は SD サービスアダプタを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) サービスアダプタを稼働することができる電源及び場所の確保
- (2) 前号の他当社が個別に指定するもの

第 8 条（機器の管理）

契約者は、サービスアダプタについて次の事項を遵守するものとします。

- (1) サービスアダプタを当社が定めた用途以外に使用しないこと
- (2) サービスアダプタを日本国外に持ち出さないこと
- (3) サービスアダプタを譲渡又は担保に供さないこと
- (4) サービスアダプタを当社の承諾なく転貸又は売却して第三者に利用させないこと
- (5) サービスアダプタの設定を引渡し時の状態から変更しないこと
- (6) サービスアダプタを分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の状態から変更しないこと
- (7) サービスアダプタに添付され又は貸与機器の一部を構成するプログラム（以下「プログラム」といいます。）に関し、有償、無償を問わず、プログラムの全部又は一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させないこと
- (8) 前号のプログラムの全部又は一部を複製、改変、その他貸与機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為をしないこと
- (9) サービスアダプタを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 SDサービスアダプタが事由の如何を問わず終了した場合、その他サービスアダプタを利用しなくなった場合には、契約者は、当該契約の終了日から30日以内にサービスアダプタを当社に返還するものとします。

第9条（故障が生じた場合の措置等）

契約者は、サービスアダプタに故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、サービスアダプタの修理又は交換を行うものとします。この場合において、かかる修理又は交換にあたり、サービスアダプタの設置場所へ車両以外の交通手段が必要となる場合は、交通費等の実費を当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対して当該実費を支払うものとします。

3 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたとき、又は前項の調査の結果サービスアダプタに故障がないことが明らかとなったときは、保守手数料として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し保守手数料を支払うものとします。

第10条（亡失品に関する措置）

契約者は、サービスアダプタを亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社は代替機の送付を行います。

3 当社は、亡失品（第8条(機器の管理)第2項に定める返還がなかった場合の当該サービスアダプタを含みます。）の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

4 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第8条(機器の管理)第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 11 条 （解除の効力が生ずる日）

SDサービスアダプタ契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日（当社が電磁的方法により最短の解除日として指定した日以降の日とします。）に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 SDサービスアダプタ契約に係るSD-LANモジュール契約が解除された場合には、当該SDサービスアダプタ契約は、同日又は当社が指定する日に解除されるものとします。

第 12 条 （料金）

契約者が、SDサービスアダプタの利用に関して支払うべき初期費用及び月額費用の額は、SDサービスアダプタの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務はSDサービスアダプタの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

2 SDサービスアダプタの課金開始日は、SDサービスアダプタとSDサービスアダプタを管理するための当社設備との通信を確立した日とします。

第 13 条 （最低利用期間内解除調定）

SDサービスアダプタがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合（一般規程第30条（契約者の解除）第2項又は第3項の規定に基づき解除された場合を除きます。）には、契約者は、最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用を支払うものとします。ただし、当社が指定するものを除きます。

第 14 条 （保証の限定）

SDサービスアダプタは以下の事項を保証するものではありません。

- （1）常に利用可能であること
- （2）その他完全性及び契約者の利用目的への適合性

2 契約者がSDサービスアダプタを利用する環境によっては、SDサービスアダプタの機能が一部利用できない場合があります。

附則

平成 28 年 10 月 27 日施行

この契約約款は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

第 1 条（定義）

コールドスタンバイオプションとは、WAN アクセスにおいて提供するサービスアダプタ及び移動無線機器並びに SD サービスアダプタにおいて提供するサービスアダプタに対し、コールドスタンバイ機を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスをいいます。

第 2 条（品目）

コールドスタンバイオプションには、対応するサービスアダプタ又は移動無線機器（以下「コールドスタンバイオプション対象機器」といいます。）に応じて次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	コールドスタンバイオプション対象機器
CS-1	品目を WE-1 とする WAN アクセスにおいて提供するサービスアダプタ及び SD サービスアダプタにおいて提供するサービスアダプタ
CS-2	品目を WE-1、回線品目区分をⅡ、回線区分を「モバイル：タイプ D」とする WAN アクセス及び品目を「モバイル：タイプ D」とするモバイルバックアップオプションに係る WAN アクセスにおいて提供する移動無線機器
CS-3	品目を WE-1、回線品目区分をⅡ、回線区分を「モバイル：タイプ K」とする WAN アクセス及び品目を「モバイル：タイプ K」とするモバイルバックアップオプションに係る WAN アクセスにおいて提供する移動無線機器
CS-4	品目を WE-2 又は WE-3 とする WAN アクセスにおいて提供するサービスアダプタ

第 3 条（最低利用期間）

コールドスタンバイオプションに係る IIJ Omnibus 契約（以下「コールドスタンバイオプション契約」といいます。）における最低利用期間は、次のとおりとします。

- (1) 品目を CS-1、CS-2 及び CS-3 とするコールドスタンバイオプション契約にあっては、最低利用期間はありません。
- (2) 品目を CS-4 とするコールドスタンバイオプション契約にあっては 1 年とし、その起算日は課金開始日とします。

第 4 条（契約の単位）

当社は、コールドスタンバイオプションの場合にあっては、一の品目毎に一のコールドスタンバイオプション契約を締結します。

第 5 条（利用資格）

コールドスタンバイオプションを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。

第6条（利用条件）

契約者はコールドスタンバイオプションを利用するにあたり、当社が個別に指定する事項を行っていただく必要があります。

第7条（機器の管理）

契約者は、コールドスタンバイ機について次の事項を遵守するものとします。

- (1) コールドスタンバイ機を当社が定めた用途以外に使用しないこと
 - (2) コールドスタンバイオプション対象機器が稼働している状態において、コールドスタンバイ機を使用しないこと
 - (3) コールドスタンバイ機を日本国外に持ち出さないこと
 - (4) コールドスタンバイ機を譲渡又は担保に供さないこと
 - (5) コールドスタンバイ機を当社の承諾なく転貸又は売却して第三者に利用させないこと
 - (6) コールドスタンバイ機の設定を引渡し時の状態から変更しないこと
 - (7) コールドスタンバイ機を分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の状態から変更しないこと
 - (8) コールドスタンバイ機に添付され又はコールドスタンバイ機の一部を構成するプログラム（以下「プログラム」といいます。）に関し、有償、無償を問わず、プログラムの全部又は一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させないこと
 - (9) 前号のプログラムの全部又は一部を複製、改変、その他コールドスタンバイ機のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為をしないこと
 - (10) コールドスタンバイ機を善良な管理者の注意をもって管理すること
- 2 コールドスタンバイオプションが事由の如何を問わず終了した場合、その他コールドスタンバイ機を利用しなくなった場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内にコールドスタンバイ機を当社に返還するものとします。

第8条（故障が生じた場合の措置等）

契約者は、コールドスタンバイ機に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに、当該コールドスタンバイ機を当社に返還するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社は代替機の送付を行います。また、当社は前項のコールドスタンバイ機を受領したとき、その故障の原因を調査するものとします。

3 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたとき、又は前項の調査の結果コールドスタンバイ機に故障がないことが明らかとなったときは、保守手数料として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し保守手数料を支払うものとします。

第9条（亡失品に関する措置）

契約者は、コールドスタンバイ機を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社は代替機の送付を行います。

3 当社は、亡失品（第7条（機器の管理）第2項及び前条（故障が生じた場合の措置等）第1項に定める返還がなかった場合の当該コールドスタンバイ機を含みます。）の回復に要する費用について、事由の如何を問わ

ず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

4 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第7条（機器の管理）第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第10条（解除の効力が生ずる日）

コールドスタンバイオプション契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日（当社が電磁的方法により最短の解除日として指定した日以降の日とします。）に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第11条（料金）

契約者が、コールドスタンバイオプションの利用に関して支払うべき初期費用及び月額費用の額は、コールドスタンバイオプションの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務はコールドスタンバイオプションの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第12条（最低利用期間内解除調定）

コールドスタンバイオプションがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合（一般規程第30条（契約者の解除）第2項又は第3項の規定に基づき解除された場合を除きます。）には、契約者は、最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用を支払うものとします。ただし、当社が指定するものを除きます。

第13条（保証の限定）

コールドスタンバイオプションは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性及び契約者の利用目的への適合性

2 契約者がコールドスタンバイオプションを利用する環境によっては、コールドスタンバイオプションの機能が一部利用できない場合があります。

附則

平成29年3月30日施行

この契約約款は、平成29年3月30日から実施します。

個別規程 WAN ユニット

令和6年9月1日現在

第1条（定義）

WAN ユニットとは、サービスアダプタ又は当社が定める仕様のモバイル回線及びその利用に必要な移動無線機器（SIM カードを含みます。サービスアダプタ、端末設備、移動無線機器その他当社が貸与機器として指定するものを併せて「貸与機器」といいます。以下この個別規程において同じとします。）を提供し、貸与機器同士を接続する機能を提供するサービスをいいます。なお、サービスアダプタと当社が指定する当社役務（IIJ Omnibus、IIJ インターネットサービス契約約款に基づき当社が提供する IIJ インターネットサービス又は IIJ 広域ネットワークサービス利用規約に基づき提供する IIJ 広域ネットワークサービスを含み、これらに限られません。当該役務を以下「指定サービス」といいます。）を組み合わせる場合においては、当社が別途定める仕様にに基づき、当該役務に係るマネージメント機能（以下「WAN ユニットマネージメント機能」といいます。）を併せて提供します。

第2条（種類）

WAN ユニットには、次の種類（以下この個別規程において「種類」といいます。）があります。

種類	内容
サービスアダプタ：L3	VPN 網又は広域イーサネット網を構成するために必要なサービスアダプタを提供するもの
サービスアダプタ：L2VPN	L2VPN 網を構成するために必要なサービスアダプタを提供するもの
サービスアダプタ：AP	無線 LAN 機能を利用するために必要なサービスアダプタを提供するもの
WAN モバイル	VPN 網を構成するために必要なモバイル回線及びその利用に必要な移動無線機器を提供するもの。モバイル回線の利用用途に応じて、「通常」と「バックアップ用」に区分されます。
スタンバイアダプタ	品目をサービスアダプタ：L3、サービスアダプタ：AP、WAN モバイルとする WAN ユニットにおいて提供するサービスアダプタ又は移動無線機器と同一のサービスアダプタ又は移動無線機器を提供し、障害等の場合に契約者自身による交換を可能にするもの

第3条（品目）

WAN ユニットには、種類毎に、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

種類	品目	内容
サービスアダプタ：L3	タイプ A	サービスアダプタに当社が提供する機器 SA-W シリーズを用いるもの
	タイプ B	サービスアダプタに当社が提供する機器 BPV4、SEIL/X4、CA10 又は SA-W2L を用いるもの。SA-W2L においては、モバイルアクセスオプションで利用

		可能となる SIM カードの提供を伴います。
サービスアダプタ : L2VPN	タイプ A	サービスアダプタに当社が提供する機器 SA-W シリーズを用いるもの
	タイプ B	サービスアダプタに当社が提供する機器 BPV4 を用いるもの
サービスアダプタ : AP	タイプ A	サービスアダプタに当社が提供する機器 SA-W シリーズを用いるもの
WAN モバイル	モバイル : タイプ D	株式会社 NTT ドコモ（以下、この個別規程において「ドコモ」とします。）が提供する SC-FDM 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を当社が貸与する移動無線機器を用いて利用するもの
	モバイル : タイプ K	KDDI 株式会社（以下、この個別規程において「KDDI」とします。）が提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を当社が貸与する移動無線機器を用いて利用するもの
スタンバイアダプタ	SA-W シリーズ	品目をタイプ A とする WAN ユニットにおいて提供するサービスアダプタ（以下「タイプ A サービスアダプタ」といいます。）と同一のサービスアダプタを提供し、タイプ A サービスアダプタの障害等の場合に契約者自身による交換を可能にするもの
	BPV4	品目をタイプ B とし、提供機器を BPV4 とするサービスアダプタ（以下、「タイプ B サービスアダプタ（BPV4）」といいます。）と同一のサービスアダプタを提供し、タイプ B サービスアダプタ（BPV4）の障害等の場合に契約者自身による交換を可能にするもの
	SEIL/X4	品目をタイプ B とし、提供機器を SEIL/X4 とするサービスアダプタ（以下、「タイプ B サービスアダプタ（SEIL/X4）」といいます。）と同一のサービスアダプタを提供し、タイプ B サービスアダプタ（SEIL/X4）の障害等の場合に契約者自身による交換を可能にするもの
	CA10	品目をタイプ B とし、提供機器を CA10 とするサービスアダプタ（以下、「タイプ B サービスアダプタ（CA10）」といいます。）と同一のサービスアダ

		プタを提供し、タイプ B サービスアダプタ (CA10) の障害等の場合に契約者自身による交換を可能にするもの
	SA-W2L モバイル：タイプ I	品目をタイプ B とし、提供機器を SA-W2L とする サービスアダプタ (以下、「タイプ B サービスアダプタ (SA-W2L)」といいます。) と同一の サービスアダプタを提供し、タイプ B サービスアダプタ (SA-W2L) の障害等の場合に契約者自身による交換を可能にするもの
	モバイル：タイプ D	品目をモバイル：タイプ D とする WAN ユニットにおいて提供する移動無線機器 (以下「タイプ D 移動無線機器」といいます。) と同一の移動無線機器を提供し、タイプ D 移動無線機器の障害等の場合に契約者自身による交換を可能にするもの
	モバイル：タイプ K	品目をモバイル：タイプ K とする WAN ユニットにおいて提供する移動無線機器 (以下「タイプ K 移動無線機器」といいます。) と同一の移動無線機器を提供し、タイプ K 移動無線機器の障害等の場合に契約者自身による交換を可能にするもの

第 4 条（構成タイプ）

種類をサービスアダプタ:L2VPN とする WAN ユニットには、品目毎に、次の構成タイプ（以下この個別規程において「構成タイプ」といいます。）があります。

種類	品目	構成タイプ	内容
サービスアダプタ:L2VPN	タイプ A	スポーク	L2VPN 網内でスポークとして動作するもの
	タイプ B	ハブ	L2VPN 網内でハブとして動作するもの
		スポーク	L2VPN 網内でスポークとして動作するもの

第 5 条（最低利用期間）

WAN ユニットに係る IIJ Omnibus 契約（以下「WAN ユニット契約」といいます。）における最低利用期間は次のとおりとし、その起算日は課金開始日とします。

種類	品目	機器種別	最低利用期間
サービスアダプタ：L3	タイプ A	SA-W シリーズ	なし又は 3 年（注）
	タイプ B	BPV4	1 年又は 3 年（注）
		SEIL/X4	1 年又は 3 年（注）
		CA10	1 年又は 3 年（注）
		SA-W2L	なし又は 3 年（注）

サービスアダプタ:L2VPN	タイプ A	SA-W シリーズ	なし又は 3 年（注）
	タイプ B	BPV4	1 年又は 3 年（注）
サービスアダプタ：AP	タイプ A	SA-W シリーズ	なし又は 3 年（注）
WAN モバイル	モバイル：タイプ D	－	なし
	モバイル：タイプ K	－	なし
スタンバイアダプタ	SA-W シリーズ	SA-W シリーズ	1 年
	BPV4	BPV4	1 年
	SEIL/X4	SEIL/X4	1 年
	CA10	CA10	1 年
	モバイル：タイプ D	－	1 年
	モバイル：タイプ K	－	1 年

（注） WAN ユニットの申込過程において電磁的方法又は書面により契約者に示される期間とします。

第 6 条（契約の単位）

当社は、WAN ユニットのの場合にあっては、一の品目毎に一の WAN ユニット契約を締結します。ただし、種類をサービスアダプタ:L2VPN とする WAN ユニットのの場合にあっては、一の構成タイプ毎に一の WAN ユニット契約を締結します。

第 7 条（IP アドレスの特定）

WAN ユニットにおいて使用できる IP アドレスは、当社が行う貸与機器の設定に従うものとします。

第 8 条（利用資格）

WAN ユニットを利用するには、IIJ Omnibus サービスの契約者である必要があります。

2 種類をサービスアダプタ:L2VPN、品目をタイプ A、構成タイプをスポークとする WAN ユニットを利用するには、種類をサービスアダプタ:L2VPN、品目をタイプ B、構成タイプをハブとする WAN ユニットの契約者である必要があります。

3 種類をサービスアダプタ:L2VPN、品目をタイプ B、構成タイプをスポークとする WAN ユニットを利用するには、種類をサービスアダプタ:L2VPN、品目をタイプ B、構成タイプをハブとする WAN ユニットの契約者である必要があります。

4 種類をスタンバイアダプタ、品目を SA-W シリーズとする WAN ユニットを利用するには、種類をサービスアダプタ:L3、サービスアダプタ:L2VPN 又はサービスアダプタ：AP、品目をタイプ A とする WAN ユニットの契約者である必要があります。

5 種類をスタンバイアダプタ、品目を BPV4 とする WAN ユニットを利用するには、種類をサービスアダプタ：L3 又はサービスアダプタ:L2VPN、品目をタイプ B、機器種別を BPV4 とする WAN ユニットの契約者である必要があります。

6 種類をスタンバイアダプタ、品目を SEIL/X4 とする WAN ユニットを利用するには、種類をサービスアダプタ：L3、品目をタイプ B、機器種別を SEIL/X4 とする WAN ユニットの契約者である必要があります。

7 種類をスタンバイアダプタ、品目を CA10 とする WAN ユニットを利用するには、種類をサービスアダプタ：

L3、品目をタイプB、機器種別をCA10とするWANユニットの契約者である必要があります。

8 種類をスタンバイアダプタ、品目をSA-W2L モバイル：タイプIとするWANユニットを利用するには、種類をサービスアダプタ：L3、品目をタイプB、機器種別をSA-W2LとするWANユニットの契約者である必要があります。

9 種類をスタンバイアダプタ、品目をモバイル：タイプDとするWANユニットを利用するには、種類をWANモバイル、品目をモバイル：タイプDとするWANユニットの契約者である必要があります。

10 種類をスタンバイアダプタ、品目をモバイル：タイプKとするWANユニットを利用するには、種類をWANモバイル、品目をモバイル：タイプKとするWANユニットの契約者である必要があります。

11 モバイルアクセスオプションを利用するには、種類をサービスアダプタ：L3、品目をタイプB、機器種別をSA-W2LとするWANユニットの契約者である必要があります。

12 パケットシェアグループオプションを利用するには、品目をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションを利用している必要があります。

13 品目をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションを利用するには、パケットシェアグループオプションを利用している必要があります。

第9条（利用条件）

契約者はWANユニットを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) 貸与機器を稼働することができる電源及び場所の確保
- (2) 貸与機器について、結線その他の物理的な設置作業
- (3) 前各号の他当社が個別に指定するもの

第10条（オプションサービス）

当社は、電磁的方法又は当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 WANユニットには、次のオプションサービスがあります。

(1) モバイルアクセスオプション

種類をサービスアダプタ：L3、品目をタイプB、サービスアダプタをSA-W2LとするWANユニット契約において、当社開発のSIMカードを用いて、ドコモが提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するため機能を提供するものであって、通常、バックアップ、10GBプラン、30GBプラン、50GBプラン及びパケットシェアプランの品目があります。

(2) パケットシェアグループオプション

品目をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションにおいて、当該オプションの利用者が、暦月単位の利用データ通信量（以下「パケットパック」といいます。）を指定するためのもの

3 モバイルアクセスオプションの利用者は、当該オプションの品目の変更を請求することができます。ただし、暦月末日に変更の申し込みを行うことはできません。また、10GBプラン、30GBプラン、50GBプラン及びパケットシェアプランは、暦月単位でのみ変更を行うことができるものとします。

4 パケットシェアグループオプションの利用者は、パケットパックの数の変更を請求することができます。ただし、暦月単位でのみ変更を行うことができるものとします。

5 品目を10GBプラン、30GBプラン、50GBプラン及びパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプション並びにパケットシェアグループオプションの利用停止日が暦月の末日以外の日である場合、当該オプション

の利用料の算定において日割計算式は適用されないものとします。

6 オプションサービスの利用における最低利用期間はありません。

7 契約者が電磁的方法によりオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、オプションサービスの利用の停止の効力が生じるものとします。

8 品目をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションの利用が停止された場合、当該オプションに対応するパケットシェアグループオプションは同日で利用が停止されるものとします。

9 パケットシェアグループオプションの利用が停止された場合、当該オプションに対応する品目をパケットシェアプランとするモバイルアクセスオプションは同日で利用が停止されるものとします。

第 11 条（利用の態様の制限）

種類を WAN モバイルとする WAN ユニット又はモバイルアクセスオプションには、次の利用の態様の制限があります。

- (1) ドコモ又は KDDI の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合若しくはその他ドコモ又は KDDI の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。

2 契約者は、WAN ユニットマネージメント機能を利用する場合にあっては、WAN ユニット契約の情報（担当者情報を含みます。）が指定サービスの契約者と共有されることについて、あらかじめ同意するものとします。また、このことについて、契約者は、あらかじめ指定サービスの契約者の同意を得る必要があります。

第 12 条（機器の管理）

契約者は、貸与機器について次の事項を遵守するものとします。

- (1) 貸与機器を当社が定めた用途以外に使用しないこと
- (2) 貸与機器を日本国外に持ち出さないこと
- (3) 貸与機器を譲渡又は担保に供さないこと
- (4) 貸与機器を当社の承諾なく転貸又は売却して第三者に利用させないこと
- (5) 貸与機器の設定を引渡し時の状態から変更しないこと
- (6) 貸与機器を分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の状態から変更しないこと
- (7) 貸与機器に添付され又は貸与機器の一部を構成するプログラム（以下「プログラム」といいます。）に関し、有償、無償を問わず、プログラムの全部又は一部の第三者への譲渡、使用权の設定、その他第三者に使用させないこと
- (8) 前号のプログラムの全部又は一部を複製、改変、その他貸与機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為をしないこと
- (9) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 WAN ユニットが事由の如何を問わず終了した場合、その他貸与機器を利用しなくなった場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内に貸与機器を当社に返還するものとします。

第 13 条（故障が生じた場合の措置等）

契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知する

ものとしします。

2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、貸与機器の修理又は交換を行うものとしします。この場合において、かかる修理又は交換にあたり、貸与機器の設置場所へ車両以外の交通手段が必要となる場合は、交通費等の実費を当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対して当該実費を支払うものとしします。

3 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたとき、又は前項の調査の結果貸与機器に故障がないことが明らかとなったときは、保守手数料として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し保守手数料を支払うものとしします。

第14条（亡失品に関する措置）

契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとしします。

2 前項の通知があったときは、当社は代替機の送付を行います。

3 当社は、亡失品（第12条（機器の管理）第2項に定める返還がなかった場合の当該貸与機器を含みます。）の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとしします。

4 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとしします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとしします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとしします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとしします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第12条（機器の管理）第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第15条（サービスの廃止）

当社は、NTT、ドコモ又はKDDIがWANユニットに対応するサービスの提供を終了した場合、当該サービスに該当するWANユニットを廃止します。

第16条（解除の効力が生ずる日）

WANユニット契約における当該契約の解除の効力が生ずる日は、以下のとおりとしします。

- (1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日
- (2) 契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日

2 WANユニット契約に係るIIJ Omnibusサービス契約が解除された場合には、当該WANユニット契約は同日又は当社が指定する日に解除されるものとしします。

第17条（料金）

契約者が、WANユニット利用に関して支払うべき料金の額は、WANユニットの申込過程において電磁的方法又は書面により契約者に示される金額としします。この場合において、初期費用の支払義務はWANユニットの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に

係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 18 条（最低利用期間内解除調定）

WAN ユニットの各品目がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合（一般規程第 30 条（契約者の解除）第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。）には、契約者は、最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用を支払うものとします。ただし、当社が指定するものを除きます。

第 19 条（機能の制限）

次に定める WAN ユニットの品質及び利用の公平性の確保を目的として、当社は、当該 WAN ユニットの契約者に事前に通知することなく通信量、通信速度等を制限する場合があります、当該 WAN ユニットの契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

- (1) 品目をモバイル：タイプ D 又はモバイル：タイプ K とする WAN ユニット
- (2) モバイルアクセスオプションの利用に係る WAN ユニット

第 19 条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、他の品目への切り替えの提案を行う場合があります、契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成 30 年 8 月 23 日施行

この契約約款は、平成 30 年 8 月 23 日から実施します。

令和元年 12 月 13 日変更

1 この契約約款は、平成 30 年 8 月 23 日から実施します。

2 令和元年 12 月 12 日以前の IIJ Omnibus 契約約款に基づき成立した、種類を WAN モバイル、品目を SEIL シリーズとする WAN ユニット契約は、種類を WAN モバイル、品目を BPV4 とする WAN ユニット契約として有効に存在するものとします。

- (1) 3 第 4 条（最低利用期間）の定めにかかわらず、令和元年 12 月 12 日以前の IIJ Omnibus 契約約款に基づき成立した WAN ユニット契約の最低利用期間は次のとおりとします。種類をサービスアダプタ：L3、品目をタイプ A とする WAN ユニット契約、種類をサービスアダプタ：AP、品目をタイプ A とする WAN ユニット契約、及び、種類を WAN モバイルとする WAN ユニット契約にあつては、最低利用期間はありません。
- (2) 種類をサービスアダプタ：L3、品目をタイプ B とする WAN ユニット契約、及び、種類をスタンバイアダプタとする WAN ユニット契約にあつては 1 年とし、その起算日は課金開始日とします。

令和元年 12 月 20 日変更

この契約約款は、令和元年 12 月 20 日から実施します。

令和 2 年 3 月 27 日変更

この契約約款は、令和 2 年 3 月 27 日から実施します。

令和 2 年 7 月 16 日変更

この契約約款は、令和 2 年 7 月 16 日から実施します。

令和 2 年 9 月 16 日変更

この契約約款は、令和 2 年 9 月 16 日から実施します。

令和 3 年 3 月 30 日変更

この契約約款は、令和 3 年 3 月 30 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

令和 6 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 9 月 1 日から実施します。

第1条（定義）

WAN ユニット連携モジュールとは、Network Processing System と当社が WAN ユニットにおいて提供するサービスアダプタとを接続する機能を提供する、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第2条（品目）

WAN ユニット連携モジュールには、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
VPN	一の Network Processing System において、WAN ユニットにおいて提供するサービスアダプタと VPN を経由した接続機能を提供するモジュール
閉域：L2	一の Network Processing System において、WAN ユニットにおけるサービスアダプタと電気通信回線による一の広域ネットワークを提供するモジュール

第3条（帯域品目）

WAN ユニット連携モジュールには、次の帯域品目（以下この個別規程において「帯域品目」といいます。）があります。

帯域品目	内容
ベストエフォート	Network Processing System との接続部分において、契約者が利用可能な帯域の値を指定できないもの
帯域確保	Network Processing System との接続部分において、契約者が指定する帯域（当社が別途定める範囲とします。）が利用可能となる設定を当社が行うもの

第4条（利用用途）

WAN ユニット連携モジュールには、次の利用用途（以下この個別規程において「利用用途」といいます。）があります。

利用用途	内容
通常	利用用途が限定されないモジュール
バックアップ用	「通常」のモジュールによる接続ができない場合に利用されるモジュール

第5条（最低利用期間）

WAN ユニット連携モジュールに係る IIJ Omnibus 契約（以下「WAN ユニット連携モジュール契約」といいます。）における最低利用期間はありません。

第6条（契約の単位）

当社は、WAN ユニット連携モジュールの場合にあつては、一の品目毎に一の WAN ユニット連携モジュール契約

を締結します。

第7条（IPアドレスの特定）

WAN ユニット連携モジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が WAN ユニット連携モジュールにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して WAN ユニット連携モジュールを利用することはできません。

第8条（利用資格）

WAN ユニット連携モジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。

2 品目を閉域：L2 とする WAN ユニット連携モジュールを利用するには、IIJ 広域ネットワークサービスの契約者である必要があります。

3 利用用途を「バックアップ用」とする WAN ユニット連携モジュールを利用するには、利用用途を「通常」とする WAN ユニット連携モジュールの契約者である必要があります。

第9条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について、WAN ユニット連携モジュール契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 帯域品目の変更
- (2) 利用用途の変更
- (3) 前2号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第10条（品質保証）

WAN ユニット連携モジュールにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

(1) 障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第11条（料金の減額）

WAN ユニット連携モジュールにおいて前条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙1に定めるところにより WAN ユニット連携モジュールの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月15日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第12条（解除の効力が生ずる日）

WAN ユニット連携モジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 13 条（料金）

契約者が、WAN ユニット連携モジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、WAN ユニット連携モジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は WAN ユニット連携モジュールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 14 条（通信環境保全）

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるとして当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があり、契約者はあらかじめこれらに同意するものとします。

附則

平成 30 年 8 月 23 日施行

この契約約款は、平成 30 年 8 月 23 日から実施します。

令和 2 年 3 月 27 日変更

この契約約款は、令和 2 年 3 月 27 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 1 WAN ユニット連携モジュールにおける品質保証 [第 10 条・第 11 条関係]

障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額基本料金の 30 分の 1 を減額するものとする。

第 1 条（定義）

拡張監視モジュールとは、契約者の指定するネットワーク機器（以下「拡張監視モジュール対象機器」といいます。）と Network Processing System の間の通信状態を監視する機能を提供する、当社が定める仕様に基づくモジュールをいいます。

第 2 条（品目）

拡張監視モジュールには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
通常	Network Processing System において、監視機能を提供するもの

第 3 条（最低利用期間）

拡張監視モジュールに係る IIJ Omnibus 契約(以下「拡張監視モジュール契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

第 4 条（契約の単位）

当社は、拡張監視モジュールの場合にあつては、一の品目毎に一の拡張監視モジュール契約を締結します。

第 5 条（IP アドレスの特定）

拡張監視モジュールにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が拡張監視モジュールにおいて使用する IP アドレス（プライベート IP アドレスを除きます。）は、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用し拡張監視モジュールを利用することはできません。

第 6 条（利用資格）

拡張監視モジュールを利用するには、当社が提供する Network Processing System の契約者である必要があります。

2 拡張監視モジュール対象機器は、インターネットプロトコルによる相互通信を利用して、Network Processing System に到達可能である必要があります。

第 7 条（解除の効力が生ずる日）

拡張監視モジュール契約において、契約者が電磁的方法で解除を希望する旨の通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 8 条（料金）

契約者が、拡張監視モジュールの利用に関して支払うべき料金の額は、拡張監視モジュールの申込過程において電磁的方法により契約者に示される金額とします。この場合において、初期費用の支払義務は拡張監視モジ

ユールの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

附則

平成 30 年 8 月 23 日施行

この契約約款は、平成 30 年 8 月 23 日から実施します。

